

介護保険の運営状況について

平成28年12月7日

鶴岡市健康福祉部長寿介護課

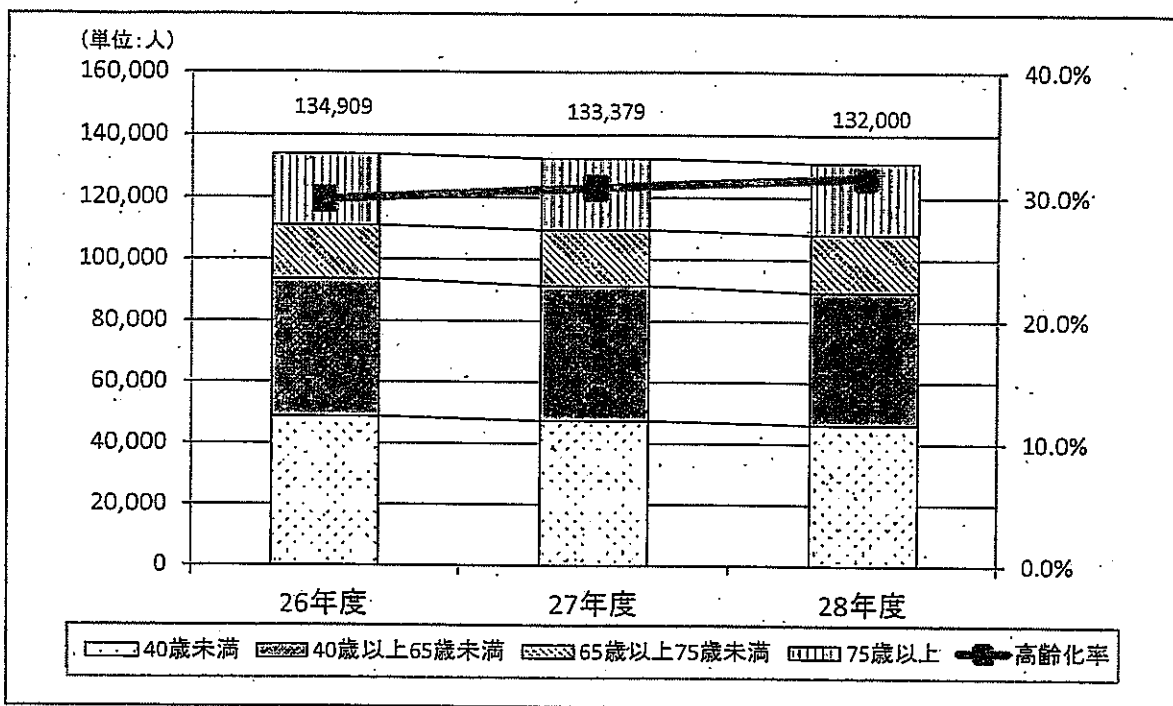
1. 人口の推移

(単位:人)

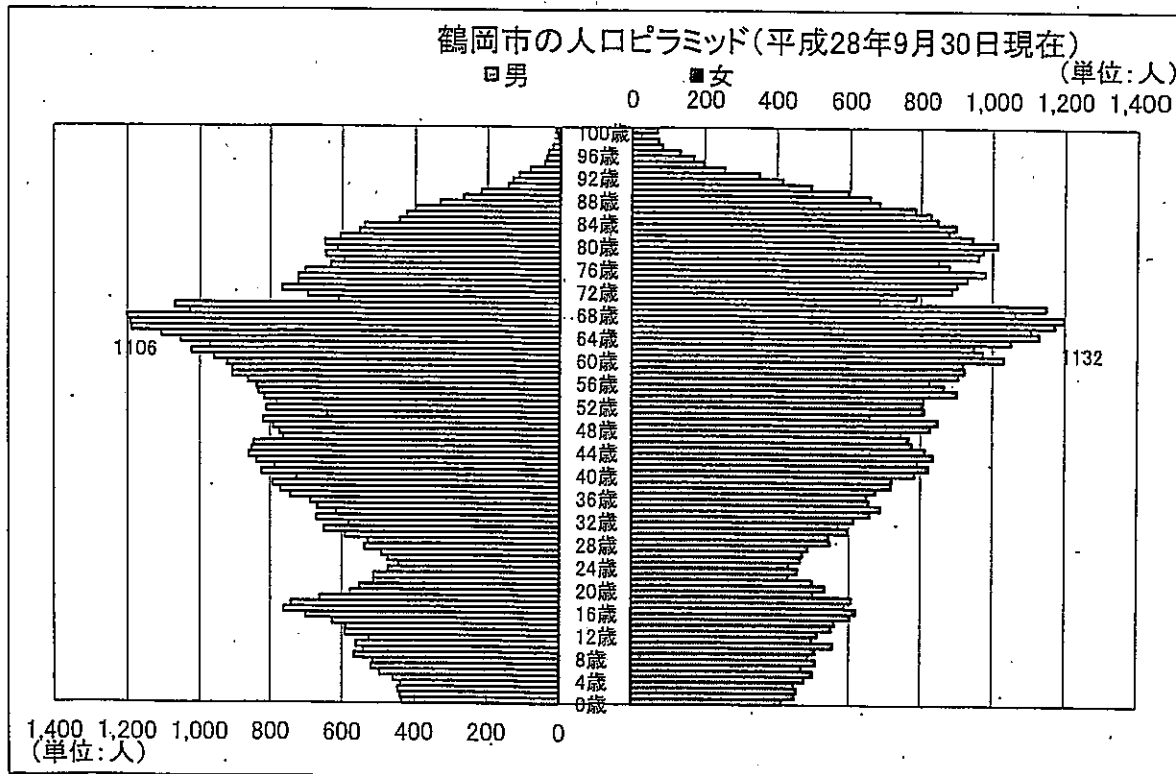
	総人口	年齢別人口				高齢化率
		40歳未満	40歳以上65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	
26年度	133,379	47,524	44,810	18,057	22,988	30.8%
27年度	132,000	46,298	43,977	18,689	23,036	31.6%
28年度	130,468	44,993	43,168	19,064	23,243	32.4%

注1) 各年度9月末現在

注2) 高齢化率とは総人口に占める65歳以上人口の割合



人口ピラミッド(平成28年9月30日現在)

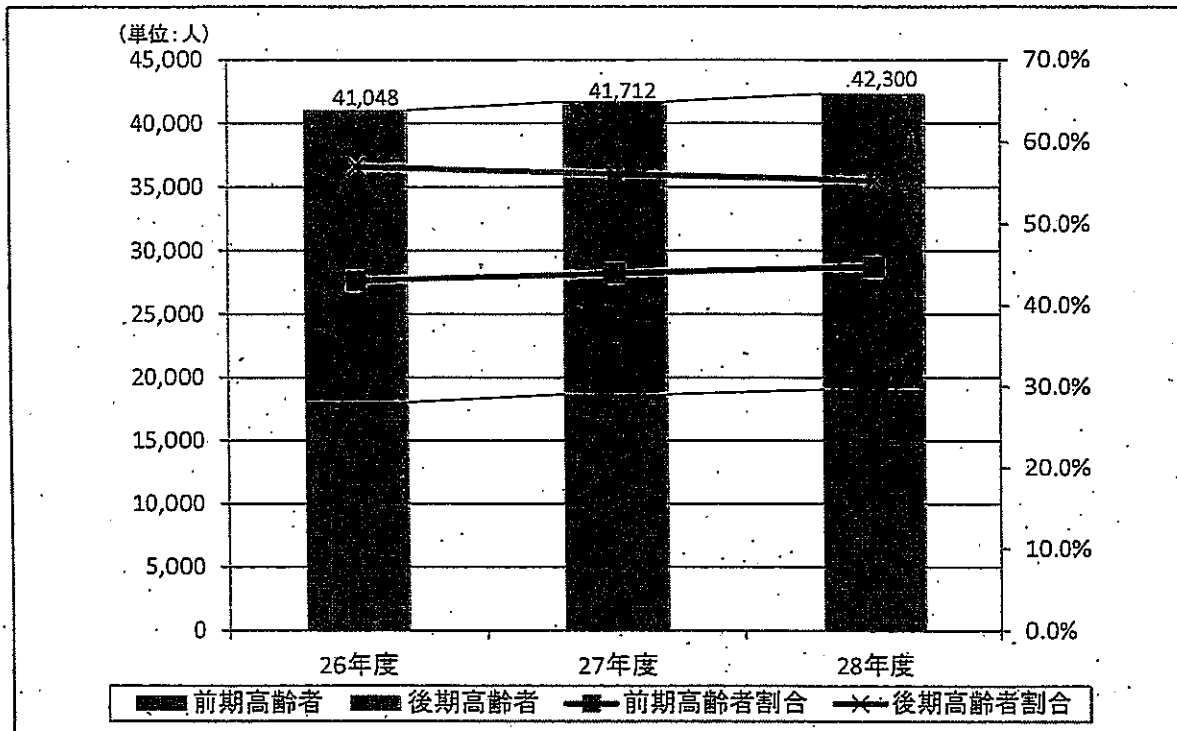


2. 第1号被保険者数の推移

(単位:人)

	被保険者 計	65歳以上75歳未満 (前期高齢者)		75歳以上 (後期高齢者)	
		人数	比率	人数	比率
		26年度	41,048	18,032	43.0%
27年度	41,712	18,656	43.9%	23,056	56.1%
28年度	42,300	19,038	45.0%	23,262	55.0%

注)各年度9月末現在



第1号被保険者の構成割合

	前期高齢者割合	後期高齢者割合
全国	52.0%	48.0%
山形県	45.0%	55.0%
鶴岡市	44.6%	55.4%

出典)介護保険事業状況報告(平成28年7月末現在)

3. 要介護認定の状況(平成28年7月末現在)

	認定率
全国	18.0%
山形県	18.7%
鶴岡市	20.9%

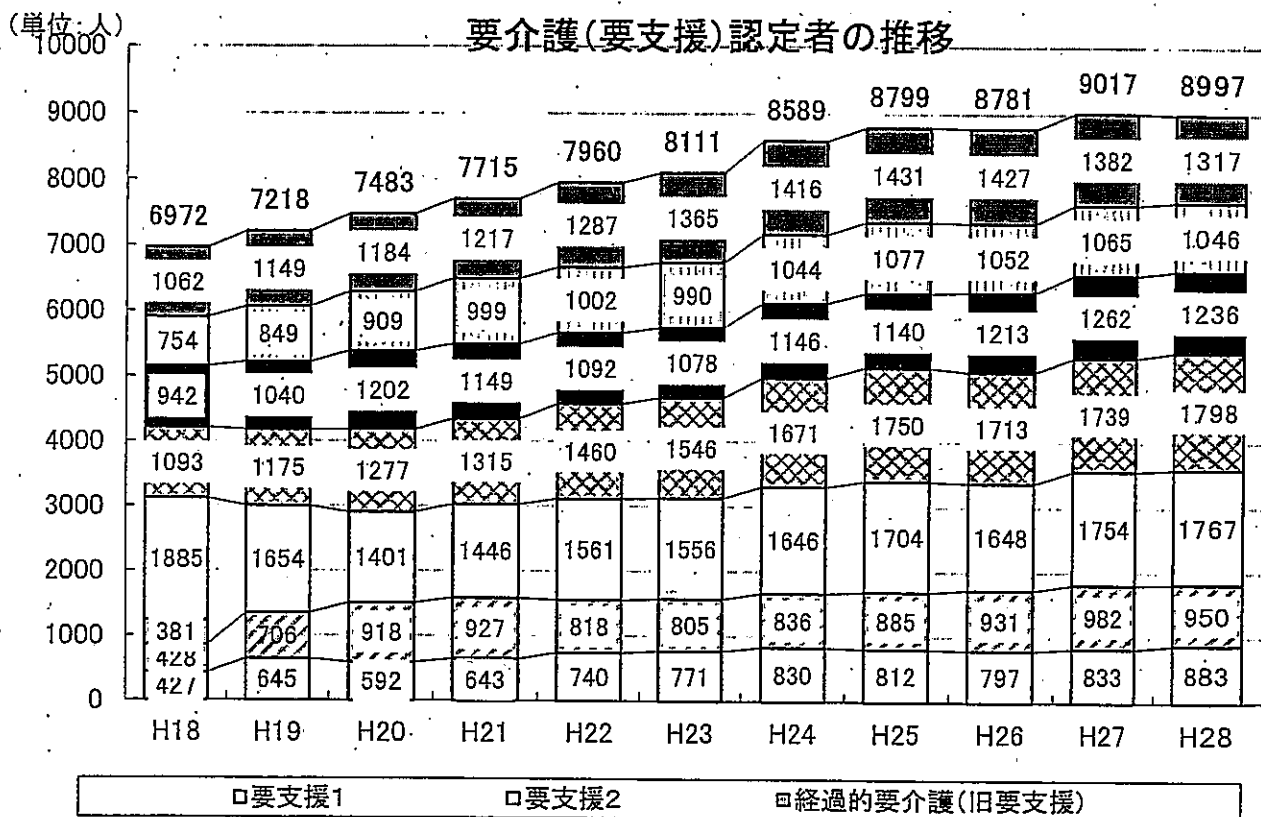
注)要介護認定者の割合は第1号被保険者に占める要支援及び要介護認定者の割合

4. 要介護等認定者数の推移

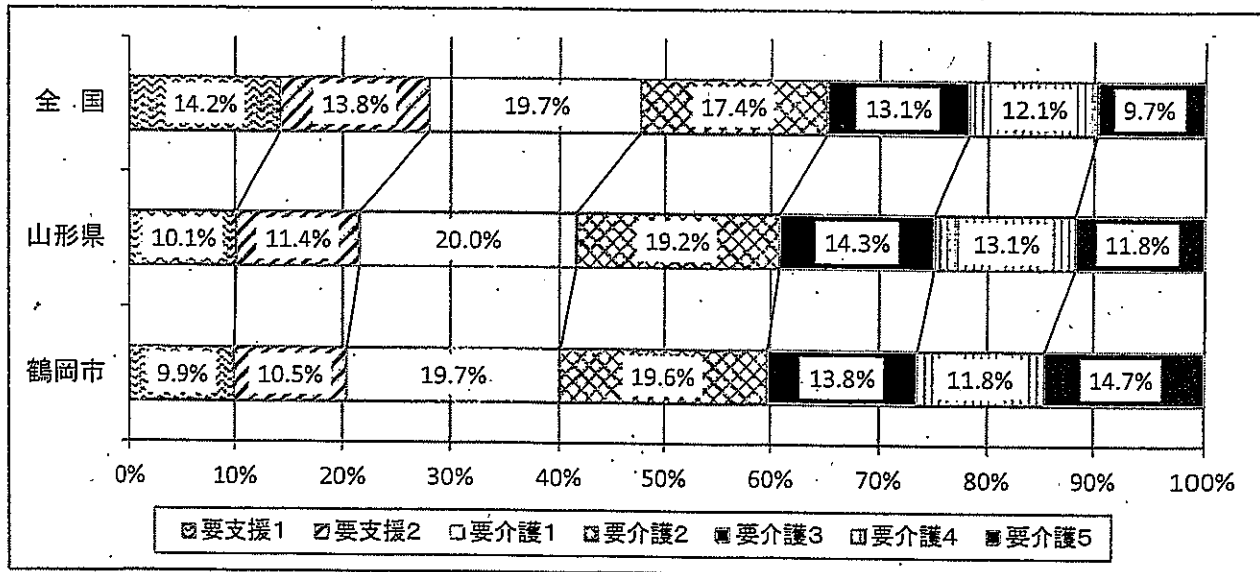
(単位:人)

	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計
26年度	797	931	1,728	1,648	1,713	1,213	1,052	1,427	7,053	8,781
27年度	833	982	1,815	1,754	1,739	1,262	1,065	1,382	7,202	9,017
28年度	883	950	1,833	1,767	1,798	1,236	1,046	1,317	7,164	8,997

注) 各年9月末現在。2号被保険者含む

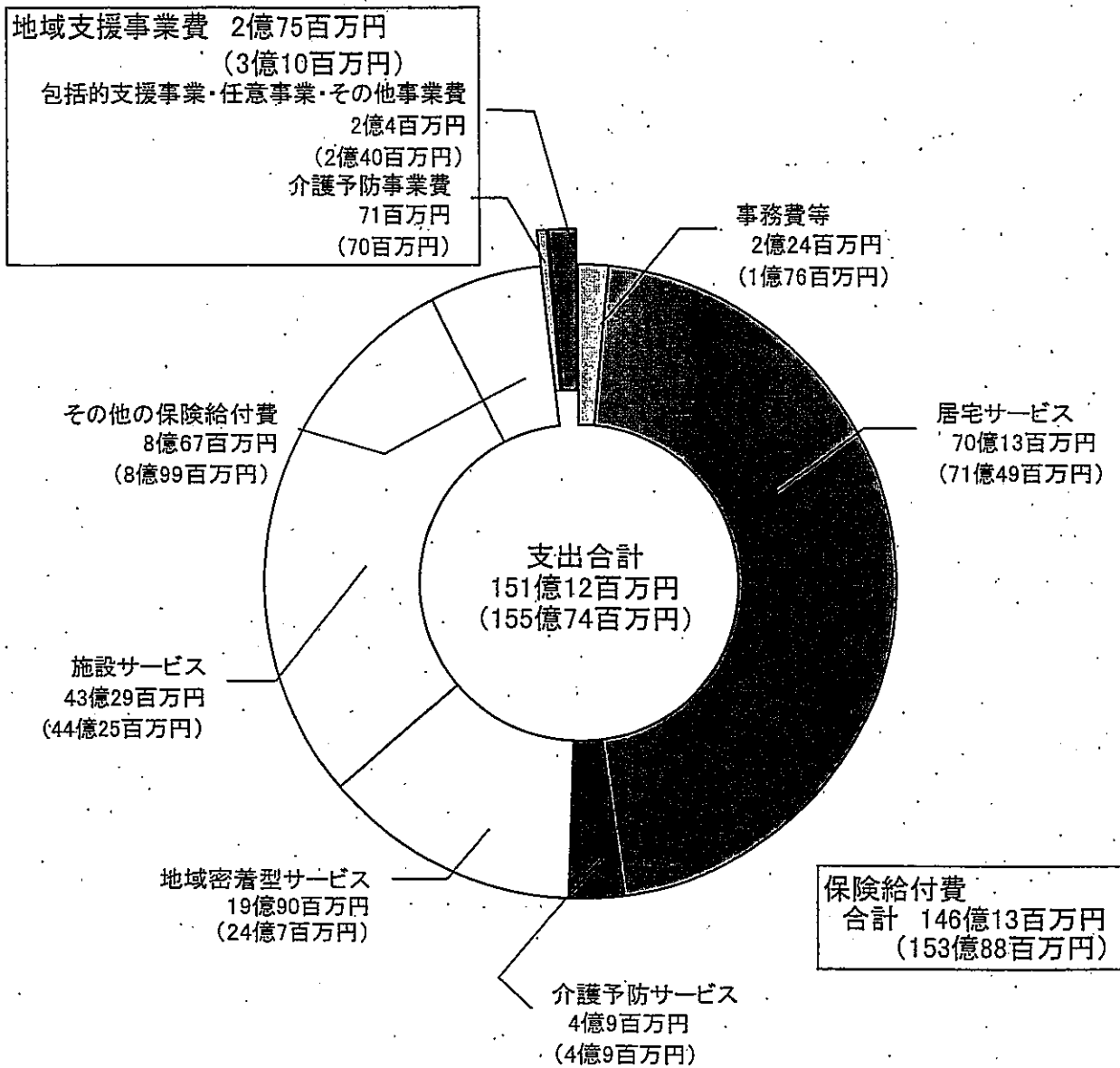


要介護等認定者の構成割合



出典) 介護保険事業状況報告(平成28年7月末現在)

5. 平成27年度介護保険特別会計支出状況



注1:「事務費等」は、総務費、基金積立金、公債費、諸支出金の合計額。
 注2:「その他の保険給付費」は、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、
 特定入所者介護サービス等費、その他諸費の合計額。
 注3:()は、平成28年度当初予算額。

6. 介護費等の動向(概要)
(平成27年度年間分)

サービス種類	全国		鶴岡市		
	介護費(億円)	対前年比	介護費(千円)	対前年比	対前年額
合計	99,919	2.4%	15,161,619	2.6%	390,862
居宅サービス計	51,847	2.7%	8,107,418	-1.6%	-129,118
訪問通所サービス小計	36,535	2.6%	6,137,190	-1.2%	-73,281
訪問介護	9,221	2.4%	1,466,604	-5.1%	-78,171
訪問入浴介護	558	-3.0%	77,422	-7.4%	-6,225
訪問看護	2,172	8.7%	174,510	-1.2%	-2,173
訪問リハビリテーション	387	5.0%	29,090	8.4%	2,245
通所介護	16,576	2.4%	2,996,003	-1.4%	-42,411
通所リハビリテーション	4,723	-0.8%	982,673	5.7%	53,408
福祉用具貸与	2,899	6.4%	410,887	0.0%	46
短期入所サービス小計	5,014	-1.1%	949,091	-7.3%	-74,525
短期入所生活介護	4,416	-1.2%	880,006	-7.4%	-70,623
短期入所療養介護(老健)	565	0.3%	68,942	-5.3%	-3,840
短期入所療養介護(病院等)	34	-16.4%	142	-30.9%	-64
その他					
居宅療養管理指導	836	12.1%	40,371	-18.2%	-8,961
特定施設入居者生活介護	4,643	3.3%	150,675	-1.5%	-2,272
特定施設入居者生活介護(短期)	5	96.8%	0	-	0
居宅介護支援	4,813	6.4%	830,090	3.7%	29,921
地域密着型介護サービス計	11,726	6.3%	2,235,633	3.6%	77,118
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	239	54.6%	0	-100.0%	-1,190
夜間対応型訪問介護	32	9.5%	0	-	0
認知症対応型通所介護	870	0.3%	328,419	-13.0%	-49,154
小規模多機能型居宅介護	2,143	10.5%	464,882	16.4%	65,461
認知症対応型共同生活介護	6,140	2.0%	1,116,923	5.1%	54,149
認知症対応型共同生活介護(短期)	3	6.7%	0	-	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	160	3.2%	0	-	0
地域密着型特定施設入居者生活介護(短期)	0	85.3%	0	-	0
地域老人福祉施設	2,002	12.7%	325,409	2.5%	7,852
複合型サービス	136	67.2%	0	-	0
施設サービス計	36,346	0.6%	4,818,568	10.1%	442,862
介護老人福祉施設	19,881	2.8%	2,690,675	10.7%	260,590
介護老人保健施設	13,524	-0.3%	2,077,965	0.9%	18,911
介護療養型医療施設	2,941	-9.0%	49,927	7.1%	3,311

※計数がない項目は「-」としています。
 ※介護費とは保険給付額、公費負担額及び利用者負担額を加えた金額です。
 ※記載の単位未満で四捨五入しているため、計に一致しない場合があります。
 ※各サービス種類は、介護予防サービスを含みます。

○受給者数等(年間平均)

区分	実数(人)	対前年比
受給者数		
居宅	3,863,181	3.6%
全国	409,794	5.9%
施設	909,601	1.4%
居宅	5,479	0.2%
鶴岡市	840	-0.6%
施設	1,398	8.0%
認定者数		
全国	6,067,414	3.6%
鶴岡市	8,977	1.8%

※全国値は、国民健康保険中央会の平成27年度介護費等の動向による。

○受給率

受給率	全国	82.9%
	鶴岡市	85.4%

(認定者数に占める受給者数の割合)

○受給者1人当たり介護費

区分	月額(円)	
	全国	鶴岡市
受給者計	160,665	163,722
居宅	111,840	123,305
地域	238,458	221,679
施設	332,985	287,333

7. 介護費等の動向(概要) 平成27年度年間分

(1) 介護費が増加した主なサービスについて

ア. サービス分類別

サービス名	対前年比	対前年額(千円)
訪問通所サービス小計	-1.2%	-73,281
短期入所サービス小計	-7.3%	-74,525
居宅介護支援	3.7%	29,921
地域密着型介護サービス計	3.6%	77,118
施設サービス計	10.1%	442,862

イ. サービス種類別 (上位5サービス)+(下位3サービス)

サービス名	対前年比	対前年額(千円)
介護老人福祉施設	10.7%	260,590
小規模多機能型居宅介護	16.4%	65,461
認知症対応型共同生活介護	5.1%	54,149
通所リハビリテーション	5.7%	53,408
居宅介護支援	3.7%	29,921
認知症対応型通所介護	-13.0%	-49,154
短期入所生活介護	-7.4%	-70,623
訪問介護	-5.1%	-78,171

(2) 介護費が増加した主な要因について

ア. 介護老人福祉施設

増床、老人福祉施設からの事業所の移行

平成27年4月と5月にそれぞれ1事業所が増床(計50床)により地域密着型介護老人福祉施設から通常規模の老人福祉施設に移行したことに加え、5月に1施設(30床)が開所したことにより、利用者が増加。

イ. 小規模多機能型居宅介護

新規事業所の開設

平成27年4月と6月にそれぞれ1事業所(いずれも定員25名)が開設されたほか、3事業所で定員の増(計13名)。これに伴い、利用者数も2,249人と382人(20%)の伸びとなった。

ウ. 認知症対応型共同生活介護

新規事業所の開設

平成27年3月に1事業所が開設(定員18名)。これに伴い利用人数も4,117人と前年度から245人増加した。

エ. 通所リハビリテーション

利用者等の増加。報酬改定

年報ベースの請求件数が14,406件と前年度から324件増加。また、報酬改定で基本報酬が3.0～21.5%アップしたことに加え、中重度者ケア体制加算等の加算が新設されたことが影響。

オ. 居宅介護支援

基本報酬の引き上げ

件数は微減ながら、報酬改定により基本報酬が3.6～4.0%アップしたことに加え、特定事業所加算※の算定要件が見直し(緩和)されたことが影響。

※加算(Ⅰ):500単位:主任ケアマネ2名(←1名)以上、ケアマネ3名以上、中重度40%(←50%)以上、人材育成への協力
 加算(Ⅱ):400(←300)単位:主任ケアマネ1名以上、ケアマネ3名(←2名)以上、人材育成への協力
 加算(Ⅲ):300単位(新設):主任ケアマネ1名以上、ケアマネ2名以上、人材育成への協力

8. 過去3か年の介護保険事業計画見込額と実績額

①居宅介護サービス・介護予防サービス		平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比
訪問介護	給付費(円)	1,277,214,000	1,285,852,336	99.1%	1,320,419,000	1,317,408,088	99.8%	1,322,458,000	1,248,872,640	94.4%
	回数/年	488,090	500,857	102.6%	504,921	518,084	102.6%	528,348	500,534	94.7%
介護予防訪問介護	給付費(円)	70,470,000	72,171,306	102.4%	70,886,000	72,837,840	102.8%	72,651,000	66,867,308	92.0%
	人数/年	4,008	4,007	100.0%	4,032	4,078	101.1%	4,140	3,850	93.0%
訪問入浴介護	給付費(円)	75,980,000	72,558,417	95.5%	78,254,000	75,282,054	96.2%	75,375,000	69,552,870	92.3%
	回数/年	6,577	6,251	95.0%	6,774	6,487	95.0%	6,721	5,970	88.8%
介護予防訪問入浴介護	給付費(円)	542,000	226,881	41.9%	581,000	0	0.0%	0	8,100	-
	回数/年	14	7	50.0%	15	0	0.0%	0	1	-
訪問看護	給付費(円)	161,489,000	155,930,669	96.6%	170,685,000	153,411,367	89.9%	158,487,000	150,296,648	94.8%
	回数/年	27,404	34,946	127.5%	28,986	34,488	119.0%	36,571	33,591	92.1%
介護予防訪問看護	給付費(円)	6,101,000	5,053,374	82.8%	6,240,000	5,597,478	89.7%	5,222,000	6,156,271	117.9%
	回数/年	889	744	83.7%	912	848	92.8%	1,516	955	59.1%
訪問リハビリテーション	給付費(円)	5,335,000	16,890,611	316.6%	5,360,000	22,004,370	410.5%	28,579,000	24,308,620	85.1%
	回数/年	1,893	6,072	320.8%	1,902	7,728	406.3%	10,499	8,541	81.4%
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(円)	158,000	2,475,369	1566.7%	169,000	2,156,148	1275.8%	2,349,000	1,696,032	72.2%
	回数/年	56	877	1566.1%	60	764	1273.3%	760	609	80.2%
居宅療養管理指導	給付費(円)	41,314,000	42,766,551	103.5%	43,595,000	43,484,022	99.7%	43,916,000	35,164,548	80.1%
	人数/年	5,460	5,513	101.0%	5,760	6,596	116.3%	5,844	6,195	106.0%
介護予防居宅療養管理指導	給付費(円)	1,520,000	738,423	48.6%	1,536,000	913,887	59.5%	1,130,000	1,034,450	91.5%
	人数/年	168	112	66.7%	162	133	82.1%	120	149	124.2%
通所介護	給付費(円)	2,457,255,000	2,418,461,890	98.4%	2,540,682,000	2,542,737,137	100.1%	2,643,651,000	2,524,117,489	95.5%
	回数/年	301,898	298,953	99.0%	313,236	306,984	98.0%	327,419	315,971	96.5%
介護予防通所介護	給付費(円)	175,970,000	186,077,732	105.7%	172,403,000	191,492,835	111.1%	191,847,000	165,019,679	86.0%
	人数/年	6,328	5,815	109.1%	5,220	5,808	111.3%	5,892	5,939	100.8%
通所リハビリテーション	給付費(円)	735,339,000	731,272,940	99.4%	735,750,000	747,777,316	101.6%	734,204,000	803,542,239	109.4%
	回数/年	81,990	81,845	99.8%	82,396	83,096	100.8%	82,306	85,433	103.8%
介護予防通所リハビリテーション	給付費(円)	75,935,000	78,878,402	105.2%	77,389,000	88,549,380	114.4%	94,564,000	77,418,261	81.9%
	人数/年	1,984	2,184	110.1%	2,022	2,323	114.9%	2,484	2,503	100.8%
短期入所生活介護	給付費(円)	771,351,000	807,185,345	104.6%	773,925,000	849,488,925	109.8%	866,522,000	782,642,481	90.3%
	日数/年	88,688	95,476	107.7%	88,956	99,298	111.6%	101,410	93,164	91.9%
介護予防短期入所生活介護	給付費(円)	5,569,000	4,893,156	87.9%	5,411,000	6,057,864	112.0%	7,660,000	8,061,184	105.2%
	日数/年	970	770	79.4%	957	1,006	105.1%	1,246	1,365	109.6%
短期入所療養介護	給付費(円)	67,983,000	62,698,805	92.2%	66,898,000	65,490,635	97.9%	67,405,000	61,487,772	91.2%
	日数/年	6,410	6,062	94.6%	6,309	6,303	99.9%	6,662	5,782	86.8%
介護予防短期入所療養介護	給付費(円)	342,000	271,107	79.3%	320,000	198,063	61.9%	0	318,996	-
	日数/年	43	33	76.7%	40	29	72.5%	0	42	-
福祉用具貸与	給付費(円)	343,713,000	335,930,452	97.7%	362,142,000	360,062,203	99.4%	371,702,000	356,759,879	96.0%
	人数/年	27,500	27,121	98.6%	29,040	28,421	97.9%	29,100	28,612	98.3%
介護予防福祉用具貸与	給付費(円)	7,877,000	7,733,035	98.2%	7,996,000	9,640,080	120.6%	9,942,000	11,880,569	119.5%
	人数/年	1,968	2,035	103.4%	2,004	2,638	131.6%	2,616	2,856	109.2%
特定福祉用具販売	給付費(円)	11,850,000	12,279,510	103.6%	12,513,000	11,124,682	88.9%	12,439,000	11,024,431	88.6%
	人数/年	588	508	86.4%	612	476	77.8%	552	433	78.4%
特定介護予防福祉用具販売	給付費(円)	2,734,000	2,151,010	78.7%	2,778,000	2,491,707	89.7%	2,637,000	2,784,544	105.6%
	人数/年	174	110	63.2%	175	115	65.7%	132	121	91.7%
住宅改修	給付費(円)	28,323,000	35,130,027	124.0%	28,823,000	30,182,320	104.7%	36,019,000	33,331,959	92.5%
	人数/年	414	442	106.8%	426	369	86.6%	456	418	91.7%
介護予防住宅改修	給付費(円)	9,103,000	13,382,264	147.0%	9,058,000	11,156,841	123.3%	13,891,000	13,764,277	99.1%
	人数/年	132	159	120.5%	131	131	100.0%	168	156	92.9%
特定施設入居者生活介護	給付費(円)	118,972,000	123,687,493	104.0%	120,565,000	136,960,408	113.6%	140,239,000	134,154,635	95.7%
	人数/年	684	750	109.6%	695	779	112.1%	828	748	90.3%
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(円)	2,283,000	9,570	0.4%	2,283,000	692,111	30.3%	19,000	1,113,988	5663.1%
	人数/年	24	1	4.2%	24	10	41.7%	12	12	100.0%
居宅介護支援	給付費(円)	729,780,000	736,589,058	100.9%	755,006,000	750,167,844	99.4%	744,401,000	777,492,271	104.4%
	人数/年	50,400	50,108	99.4%	52,212	51,162	98.0%	51,372	50,891	99.1%
介護予防支援	給付費(円)	46,822,000	49,297,040	105.3%	46,754,000	50,001,300	106.9%	50,121,000	52,598,079	104.9%
	人数/年	10,972	11,567	105.4%	10,956	11,762	107.4%	12,120	11,900	98.2%
居宅介護サービス・介護予防サービス	給付費計(円)	7,231,324,000	7,241,652,773	100.1%	7,416,421,000	7,547,376,895	101.7%	7,697,431,000	7,421,470,220	96.4%

8. 過去3か年の介護保険事業計画給付見込額と実績額

②地域密着型サービス		平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(円)	0	7,214,832	-	0	1,071,117	-	4,342,000	0	0.0%
	人数/年	0	39	-	0	5	-	24	0	0.0%
認知症対応型通所介護	給付費(円)	294,852,000	300,748,860	102.0%	305,826,000	339,543,308	111.0%	366,852,000	294,895,647	80.4%
	回数/年	32,094	43,722	138.2%	33,290	34,971	105.0%	37,853	31,056	82.0%
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費(円)	0	441,594	-	0	260,415	-	233,000	0	0.0%
	回数/年	0	88	-	0	44	-	32	0	0.0%
小規模多機能型居宅介護	給付費(円)	352,150,000	356,559,647	101.3%	398,640,000	353,511,915	88.7%	497,011,000	411,892,377	82.9%
	人数/年	1,788	1,789	100.1%	2,020	1,769	87.6%	2,472	2,162	87.5%
介護予防 小規模多機能型居宅介護	給付費(円)	2,717,000	6,088,995	224.1%	2,717,000	5,834,806	214.8%	8,133,000	5,223,510	64.2%
	人数/年	36	102	283.3%	36	98	272.2%	144	87	60.4%
認知症対応型共同生活介護	給付費(円)	906,369,000	900,659,052	99.4%	956,485,000	954,480,609	99.8%	979,717,000	999,442,064	102.0%
	人数/年	3,696	3,644	98.6%	3,900	3,872	99.3%	4,056	4,117	101.5%
介護予防 認知症対応型共同生活介護	給付費(円)	2,401,000	647,739	27.0%	2,145,000	2,015,757	94.0%	1,356,000	0	0.0%
	人数/年	10	3	30.0%	9	9	100.0%	12	0	0.0%
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	給付費(円)	164,204,000	175,528,134	106.9%	164,204,000	285,801,723	174.1%	317,959,000	283,491,280	89.2%
	人数/年	696	694	99.7%	696	1,085	155.9%	1,140	1,078	94.6%
地域密着型サービス	給付費計(円)	1,722,693,000	1,747,888,853	101.5%	1,830,017,000	1,942,619,652	106.2%	2,175,603,000	1,994,944,878	91.7%
③施設サービス		平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比
介護老人福祉施設	給付費(円)	2,316,786,000	2,273,439,497	98.1%	2,316,786,000	2,189,477,570	94.5%	2,440,056,000	2,420,137,108	99.2%
	人数/年	8,964	8,885	99.1%	8,964	8,658	96.6%	9,828	9,826	100.0%
介護老人保健施設	給付費(円)	2,057,031,000	1,769,312,469	86.0%	2,057,034,000	1,853,148,630	90.1%	1,858,181,000	1,864,150,201	100.3%
	人数/年	7,572	7,267	96.0%	7,572	7,492	98.9%	6,912	7,055	102.1%
介護療養型医療施設	給付費(円)	38,973,000	39,704,631	101.9%	38,973,000	41,954,292	107.6%	42,641,000	44,934,333	105.4%
	人数/年	156	130	83.3%	156	140	89.7%	144	157	109.0%
施設サービス	給付費計(円)	4,412,790,000	4,082,456,597	92.5%	4,412,793,000	4,084,580,492	92.6%	4,340,878,000	4,329,221,642	99.7%
④特定入所者介護サービス等費		平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比
特定入所者介護サービス等費	給付費計(円)	463,305,000	471,675,810	101.8%	463,380,000	479,565,110	103.5%	506,012,000	561,575,047	111.0%
⑤高額介護サービス等費		平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比
高額介護サービス等費	給付費計(円)	237,685,000	227,230,238	95.6%	245,959,000	238,821,296	97.1%	253,120,000	260,175,889	102.8%
⑥高額医療合算介護サービス等費		平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比
高額医療合算介護サービス等費	給付費計(円)	23,891,000	25,834,172	108.1%	26,543,000	28,689,103	108.1%	33,123,000	29,202,567	88.2%
⑦審査支払手数料		平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比
審査支払手数料	給付費計(円)	19,984,000	16,603,657	83.1%	20,411,000	16,463,436	80.7%	17,744,000	16,511,828	93.1%
計画年度		平成25年度			平成26年度			平成27年度		
標準給付費(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)(円)	計画	14,111,672,000	13,813,342,100	97.9%	14,417,524,000	14,338,115,984	99.4%	15,023,911,000	14,613,102,071	97.3%
	実績									

9. 介護保険施設入所申込状況(平成28年4月1日現在)

1 特別養護老人ホーム入所申込者

(単位:人)

要介護度/居所	老健	療養型	医療機関	その他施設	自宅	合計
申請中、他	0	0	0	0	0	0
要支援1	0	0	0	0	0	0
要支援2	0	0	0	0	0	0
要介護1	2	0	2	8	11	23
要介護2	7	0	2	20	13	42
要介護3	55	0	29	82	111	277
要介護4	79	1	33	46	86	245
要介護5	140	2	75	48	89	354
合計	283	3	141	204	310	941

2 介護老人保健施設入所申込者

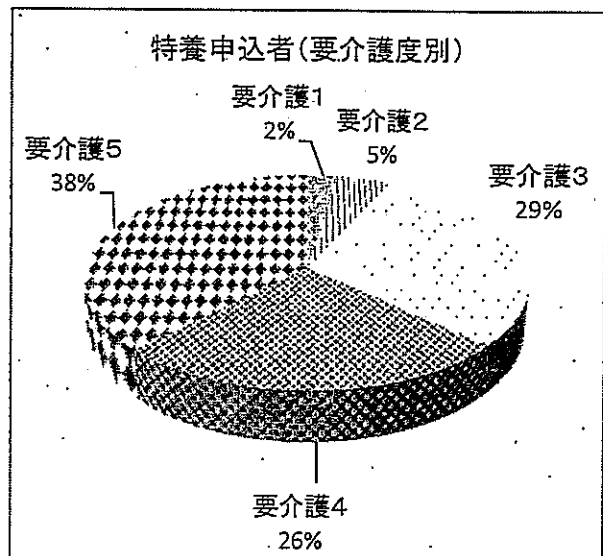
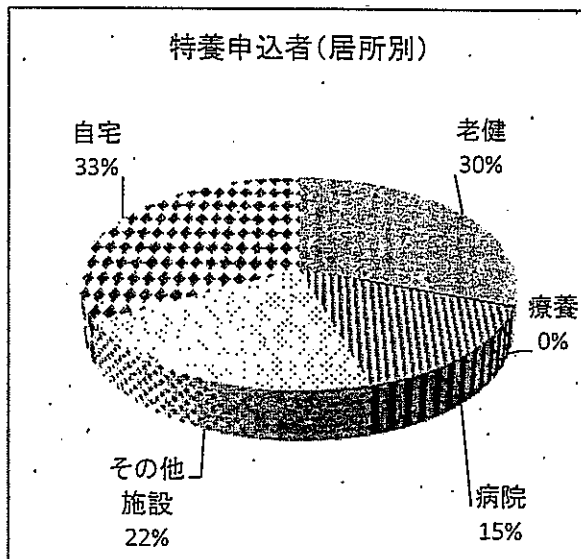
(単位:人)

要介護度/居所	老健	療養型	医療機関	その他施設	自宅	合計
申請中、他	-	0	0	0	0	0
要支援1	-	0	0	0	0	0
要支援2	-	0	0	0	0	0
要介護1	-	0	8	4	7	19
要介護2	-	0	13	8	11	32
要介護3	-	0	14	11	11	36
要介護4	-	0	28	3	7	38
要介護5	-	0	47	12	12	71
合計	0	0	110	38	48	196

注1) 医療機関とは、病院又は診療所(介護療養型医療施設を除く)。

注2) その他施設とは、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等。

注3) 老健申込者のうち55人は、特養にも入所申し込みをしている。



参考

市内介護保険施設定員数(平成28年4月1日現在)

	定員数(人)
特別養護老人ホーム	887
介護老人保健施設	452

鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業の考え方

◇ 介護保険法の理念

第 1 条 入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設ける。

第 2 条 介護保険は、…… 要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

第 4 条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、…… その有する能力の維持向上に努めるものとする。

- 1 -

◇ 現状と課題

1. 介護予防訪問介護事業所の実態調査において、サービス内容の殆どが生活援助となっており、専門職以外でも対応可能な内容となっている。
2. 通所介護事業所の実態調査において、要支援者と要介護者に対するサービス内容の殆どが同じという状況が確認されている。
3. 訪問と通所の予防給付は、1ヶ月の包括単位（単価）となっており、実利用時間、回数に関わらず月単位の給付対象となっている。
4. 平成 27 年度の法改正により、介護予防訪問介護が約 4%、介護予防通所介護が約 20% の給付費が減算された。
5. 本市の第 6 期の介護保険料が、前期より基本月額で約 16% 859 円 引き上げとなっている。
6. 団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年に向けて、単身高齢者や認知症高齢者の増加が予測され、介護・医療の連携など地域包括ケアシステムの構築が求められている。

- 2 -

7. このような課題は全国的な傾向にあり、国でもこれまでの介護保険制度を見直し、「介護予防・日常生活支援総合事業」(平成27年4月1日施行)として、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防事業を中心にこれまでの全国一律のサービスから市町村独自のサービスへの移行を示しており、鶴岡市では「鶴岡市介護保険条例」で平成29年3月31日まで猶予し、4月1日から新制度に移行します。

◇ 鶴岡市における基本的な考え方

1. 1ヶ月毎の包括的単位(単価)を見直し、サービス提供時間や回数の明確化、身体状況に応じたサービス利用を可能にして利用者負担の軽減を図る。
 2. 介護専門職の確保が困難になっている社会環境において、鶴岡市が実施する「新たな担い手」の養成により、サービスニーズに対応することで、事業者の介護員確保負担、緩和した基準によるサービス提供によりサービス利用者の負担軽減を図る。
 3. 市場におけるサービス提供の活用を補足、地域コミュニティが築き上げてきた住民主体活動を尊重したものとす。
- 3 -
4. 設備・運営基準の緩和により、空き家等の活用や地縁組織、ボランティア団体などの参入にも配慮する。
 5. 申請者の意思を尊重し、適正で効果的なサービス提供につなげる。
 6. 鶴岡市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合や他の地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業所を指定しないこととする。
 7. サービス利用の場合、原則的に利用者負担があるものとして、費用の算定は、1単位10円を乗じた額とし、利用料は1割(但し、一定の所得がある場合は2割)、要支援者や事業対象者が総合事業によるサービスのみを利用した場合のケアマネジメント報酬は鶴岡市が負担する。
 8. 本事業のサービス提供事業者は、鶴岡市に登録し鶴岡市が指定した事業者とする。
 9. サービス事業に携わる運営者、従業者(専門職を除く)について、山形県の普通最低賃金を目安に確保できるよう配慮する。
 10. 食材費、材料費など個人に係る費用は利用者実費とする。但し、生活保護世帯については、個人に係る費用を除く、給付費については介護扶助の対象とする。

11. 総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、国保連合会に業務委託する事業について、国の基準に基づき「高額介護予防サービス費相当事業」、「高額医療合算介護予防サービス費相当事業」を採用する。
12. 介護予防・生活支援サービス類型における保健・医療の専門職については、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、健康運動指導士、その他鶴岡市が認める職種とする。
13. その他の生活支援サービス、一般介護予防については、現在実施されている地縁組織やボランティア、団体等事業の内容を精査し今後検討する。

◇ ケアマネジメントのあり方

1. サービス利用の申請は、原則、被保険者本人が本所、各庁舎、地域包括支援センター又は包括支援センターから受託した居宅介護支援センターに出向き行う。但し、本人が来所できない場合は、電話や家族の来所により、本人の状況や相談の目的を聴き取る。
2. 「基本チェックリスト」は、質問事項の主旨を説明しながら、本人に記入していただく。

- 5 -

3. ケアプランの自己作成は原則認めないものとし、自己作成の場合は鶴岡市の承認を必要とする。
4. 「基本チェックリスト」は、簡便に迅速なサービス利用を可能にするためであり、要支援者より軽度な方までのサービス利用を想定していないことに配慮する。
5. 要支援認定の有効期間について、新規申請の場合12ヶ月を上限、更新申請の場合24ヶ月を上限とする。
6. チェックリストの有効期間は設けないこととし、変化があった場合は要介護認定等の申請をする。

◇ 遵守すべき基準

1. 高齢者が要介護状態になることを防ぎ、高齢者自身が自立した生活を送れるよう配慮したケアマネジメントの実施、個別サービス計画を策定するものとする。
2. 非常災害時に際して必要な設備の設置、サービス提供に必要な設備・備品の整備、消防（消火・避難・誘導）計画等の作成するものとする。
3. 運営規程等の説明・同意、提供拒否の禁止、従事者の清潔の保持・健康状態の管理、秘密保持等、事故発生時の対応、廃止・休止の届出と便宜の提供を明確にする。

- 6 -

4. 地域の自主活動を尊重し、もともとある地域の関係性を壊さないようにする。
5. 介護保険制度の整合性から原則的に利用者負担を徴収することとし、二重の助成等を認めないものとする。
6. 利用者負担のないサービスには、原則的に鶴岡市の助成はないものとする。
7. 出席簿の作成、利用中止・無断欠勤の記録と報告、体力測定等で悪化の兆しを発見し、状況悪化を見逃さない仕組みづくりをする。
8. 事業効果、状況悪化を見逃さないため、サービス提供開始時と終了時の評価の報告をするものとする。
9. 本人以外の家族のための家事、模様替え、草むしり、庭木の手入れ、来客の対応、ペットの世話、洗車、大掃除や家屋の修繕等を対象外とする。

◇ 指定事業者等に対する指導・監査

厚生労働省告示第 196 号に基づく実施指導・集団指導、介護保険法第 115 条の 45 に基づく監査及び鶴岡市から委託・補助の場合は、契約書・要綱等に基づく指導監査があります。

- 7 -

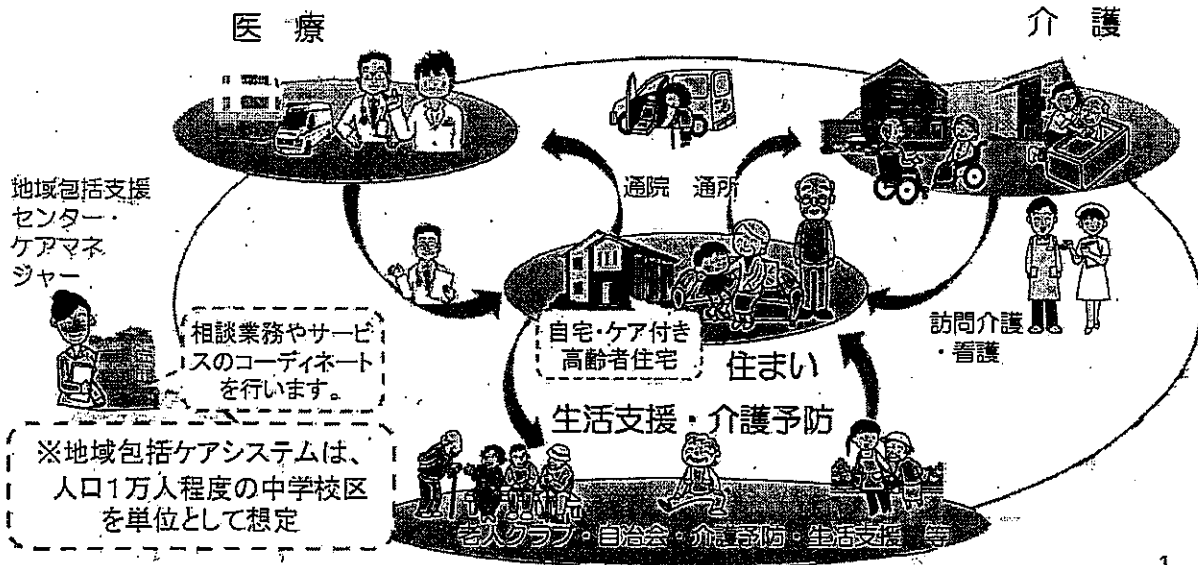
◇ 法人における定款等の変更

現行の訪問介護相当、訪問型サービス A、現行の通所介護相当、通所型サービス A の指定を受ける法人については、定款等の変更の必要がありますので管轄官庁に相談してください。

- 8 -

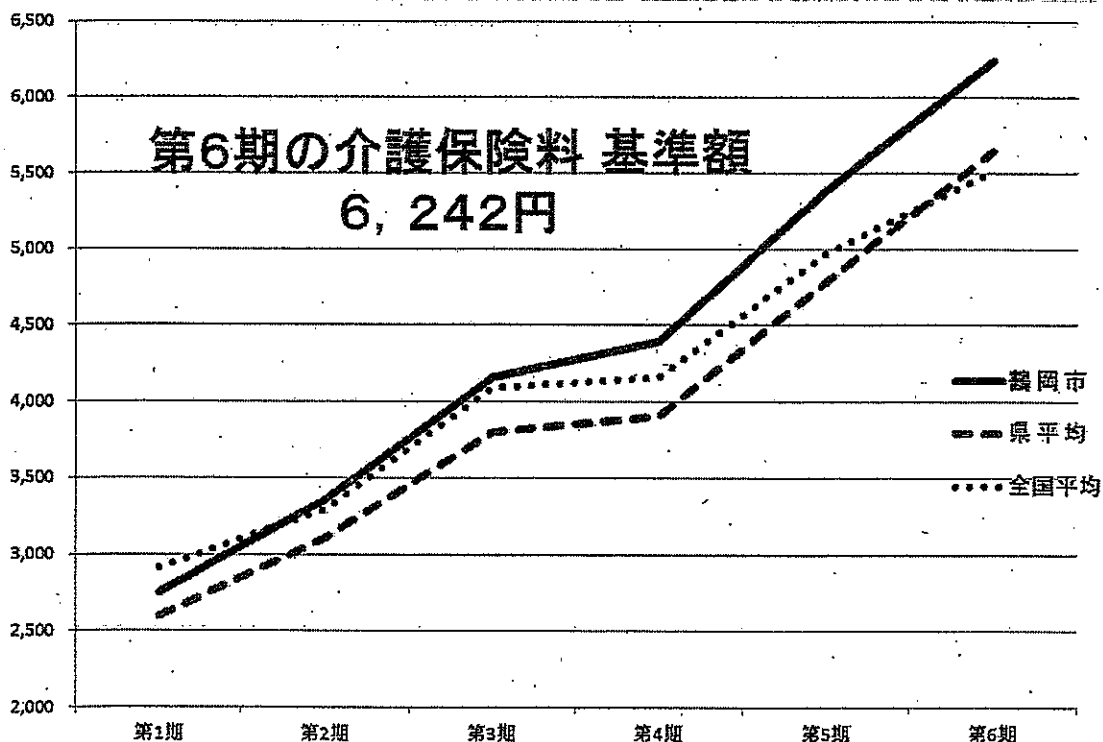
- 地域包括ケアシステム -

鶴岡市 介護予防・日常生活 支援総合事業



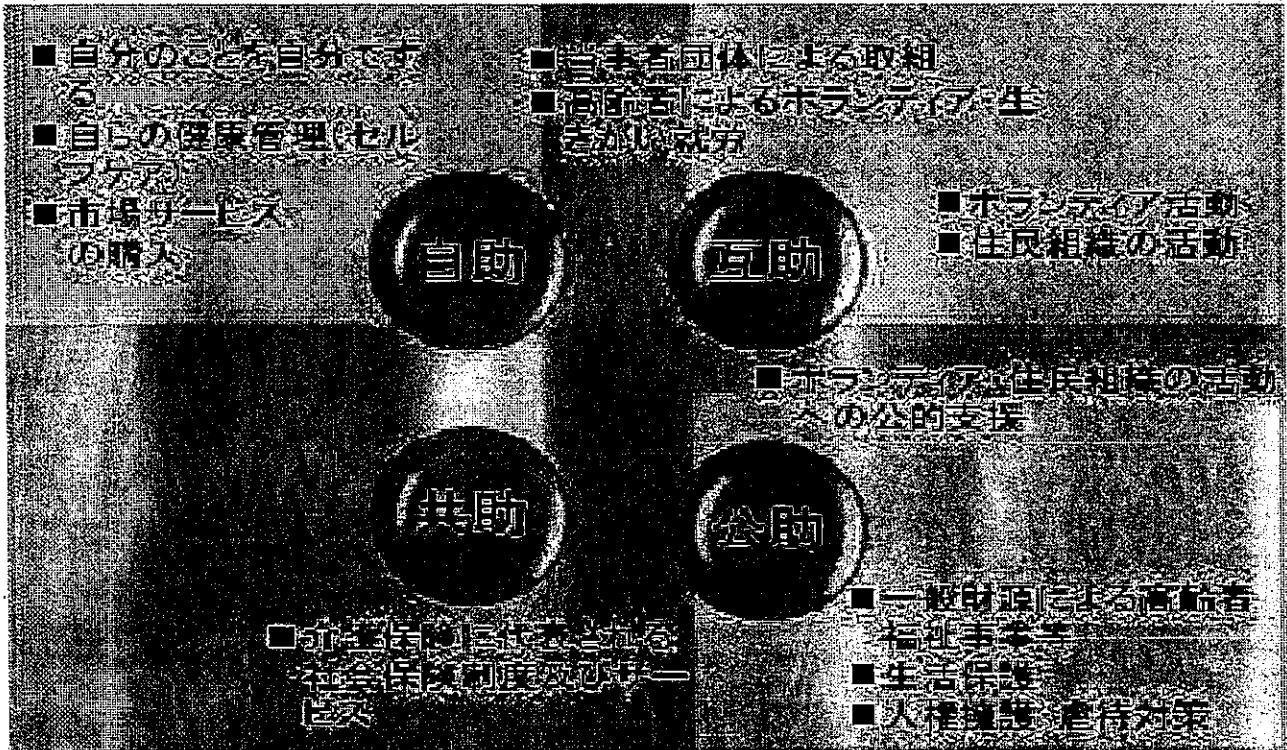
1

鶴岡市の介護保険料の推移

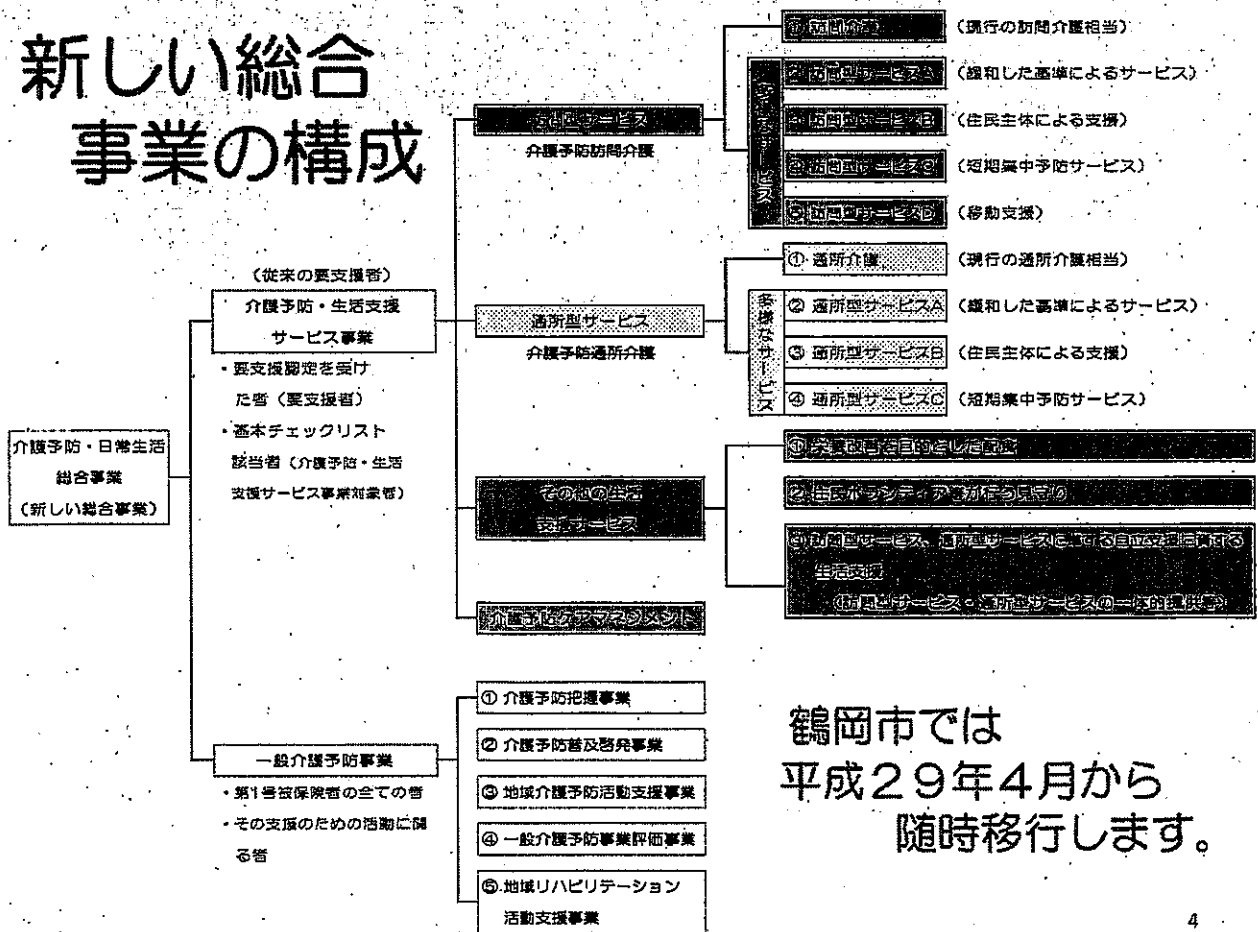


2

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには！



新しい総合事業の構成



鶴岡市では
平成29年4月から
随時移行します。

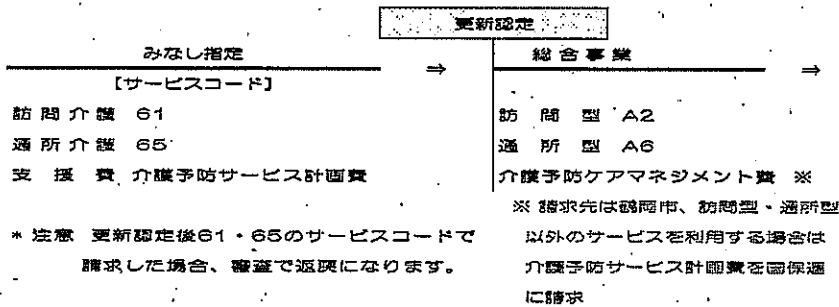
事業所指定の関係

平成27年3月31日 以前の指定事業所	H29.4.1 ⇒ みなし指定 ⇒	H30.3.31 ⇒ 総合事業更新 ⇒	H30.4.1 ⇒ 総合事業 ⇒ (6年毎更新)
------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------------

平成27年4月1日 以降の指定事業所 (みなし指定以外事業所)	H29.3.31 ⇒ 総合事業 ⇒	H29.4.1 ⇒ 総合事業 ⇒ (6年毎更新) ⇒ 指定申請
---------------------------------------	-----------------------------	---

※ 申請は2ヶ月前までお願いします。

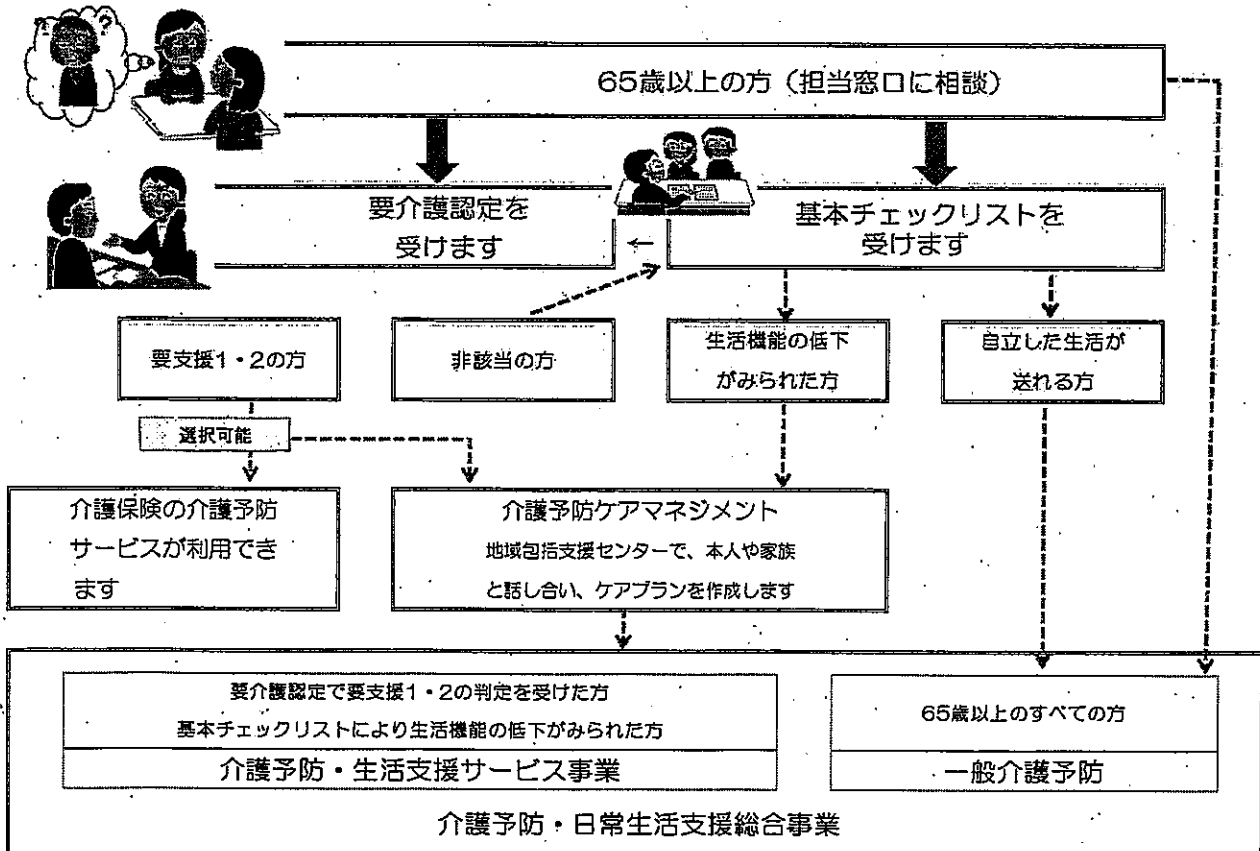
サービスコードの関係



総合事業移行予定の事業所は、「介護予防・日常生活支援総合事業認定に係る
体制等に関する届出書<指定事業専用>」を2ヶ月前まで提出願います。

5

「介護予防・日常生活支援総合事業」利用までの流れ

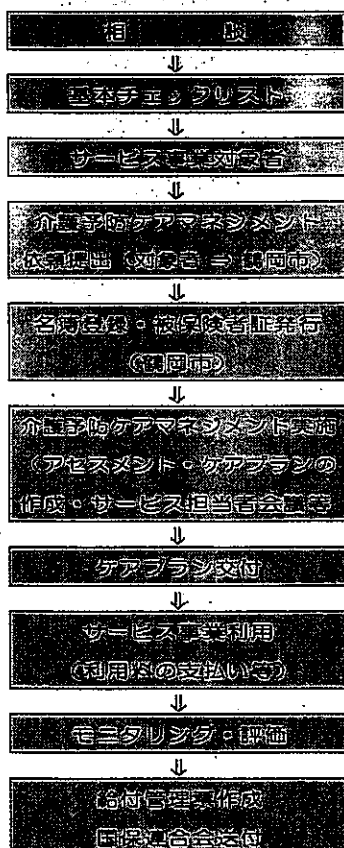


基本チェックリスト

№	質問項目	回答 (いずれかに○を 記してください)	
1	バスやタクシー等で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買物をしていきますか	0. はい	1. いいえ
3	買い物袋の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	石火の車を運転していますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の運転にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	散歩や歩行や散歩を歩むわらわらにしていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から立ち上がる時に足がつかさかかっていますか	0. はい	1. いいえ
8	15分位読める読んでいますか	0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありませんか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に陥する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	0.5時間程度以上の歩行が困難がありますか	1. はい	0. いいえ
12	起床 起床 起床 起床 起床 起床	0. はい	1. いいえ
13	半年間に比べて困りものがあつたことがありませんか	1. はい	0. いいえ
14	足裏や片足で歩けることがありませんか	1. はい	0. いいえ
15	口の動きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上外出していませんか	0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が増えていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人が心「いつでもお話を聞きます」などの連絡があればよと言われますか	1. はい	0. いいえ
19	内外的な原因を問わず、意識を失ったことがありませんか	0. はい	1. いいえ
20	今口が閉じられ口がつかない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	【ここを避ける】 毎日の生活に支障がない	1. はい	0. いいえ
22	【ここを避ける】 二枚紙で閉じられていたことが頻りにある	1. はい	0. いいえ
23	【ここを避ける】 以前に閉じられていたことが今でも時々ある	1. はい	0. いいえ
24	【ここを避ける】 自分が役に立つ人間だと感じない	1. はい	0. いいえ
25	【ここを避ける】 おけもなくおたよきな感じがある	1. はい	0. いいえ

(注) 0は「はい」(注) 1は「いいえ」(注) 0は「はい」(注) 1は「いいえ」(注) 0は「はい」(注) 1は「いいえ」

基本チェックリストの取り扱い



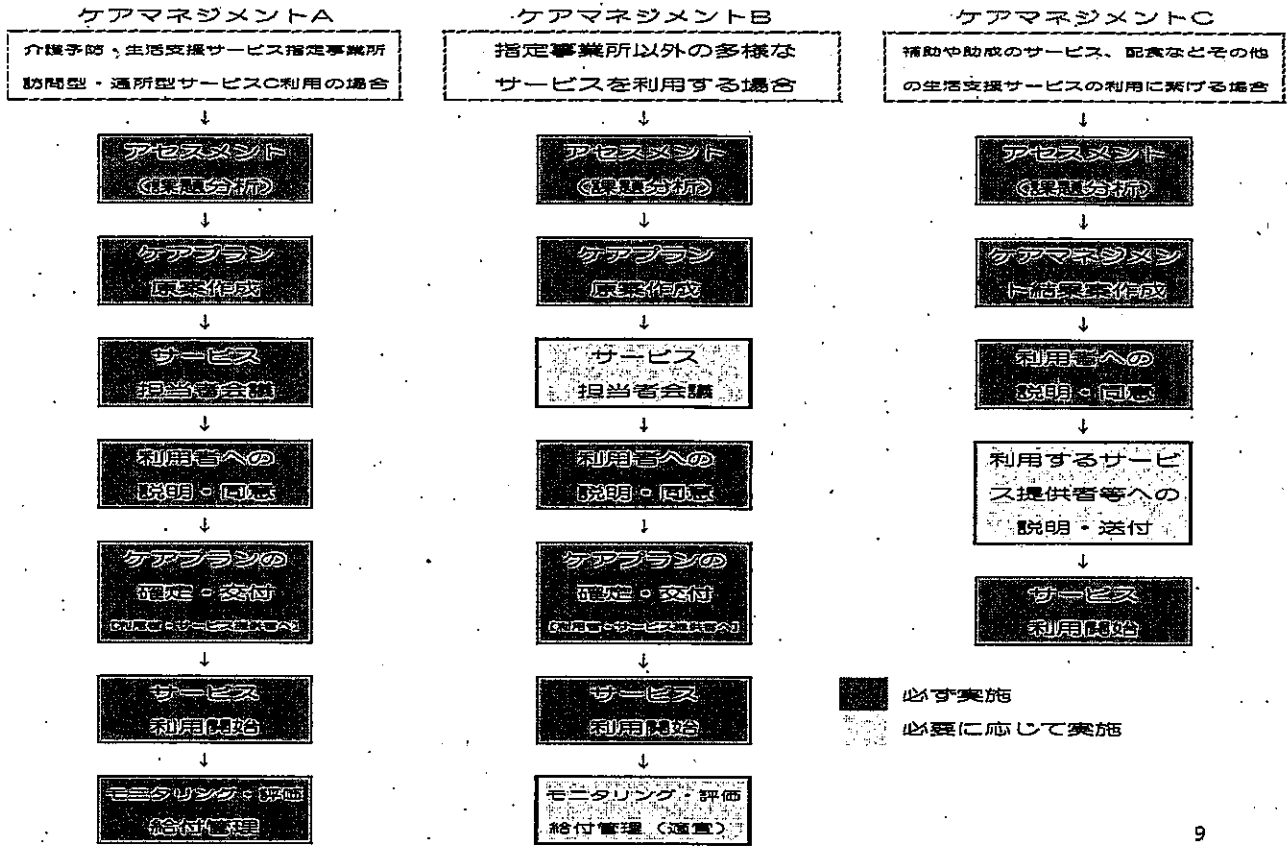
♡ サービス利用の手続きは、原則 被保険者本人が行い、本人に記入していただく

♡ 相談・基本チェックリストは、地域包括支援センターから委託されている居宅介護支援センター、地域包括支援センター、各庁舎市民福祉課、本所長寿介護課が対応する

♡ 基本チェックリスト実施時の留意事項

- 1) 被保険者から相談の目的と心身状態を聴き取り、各質問事項を理解していただいた上で、回答をしていただく
- 2) 期間を定めていない質問事項については、現在の状況について回答していただく
- 3) 習慣を伴う質問事項については、頻度も含め本人の判断に基づき回答していただく
- 4) 各質問項目の表現は変えない
- 5) 基本チェックリストは要支援者より軽度な方までのサービス利用を想定していない

ケアマネジメントの流れ



ケアマネジメント費

ケアマネジメントプロセス	ケアプラン	利用するサービス	サービス提供開始月	2月 (2月)	3月 (3月)	4月 (4月)	5月 (5月)	6月 (6月)	7月 (7月)	
原則的なケアマネジメントA	作成あり	指定事業者のサービス	サービス担当者会議	○	×	×	×	×	○	
			モニタリング等	- (※1)	○ (※1)	○ (※1)	○面接 (※1)	○ (※1)	○ (※1)	○面接 (※1)
			報酬	基本・初回加算 (※2)	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬
		訪問型C 通所型C サービス	サービス担当者会議	○	×	×	○	×	×	○
			モニタリング等	-	○	○	○	○	○	○
			報酬	基本報酬+初回加算	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬
任意としたケアマネジメントB	その他 (委託・補助) のサービス	サービス担当者会議	△必要時実施	×	×	×	×	×	×	
		モニタリング等	-	×	×	×	×	×	△必要時実施	
		報酬	(基本-X-Y) + 初回加算 (※3)	基本報酬-X-Y	基本報酬-X-Y	基本報酬-X-Y	基本報酬-X-Y	基本報酬-X-Y	基本報酬-X-Y	
初回のみケアマネジメントC	作成なし (ケアマネジメント結果の通知)	その他 (委託・補助) のサービス	サービス担当者会議	×	×	×	×	×	×	
			モニタリング等	-	×	×	×	×	×	
			報酬	(基本+初回) を満たした単価 (※4)	×	×	×	×	×	×
		一般介護予防・民間事業のみ	サービス担当者会議	×	×	×	×	×	×	×
			モニタリング等	-	×	×	×	×	×	×
			報酬	(基本+初回) を満たした単価 (※4)	×	×	×	×	×	×

サービス提供開始の翌月から6ヶ月を1クール

(※1) 指定事業者のサービスを利用する場合には、給付管理票の作成が必要

(※2) 基本報酬：予防給付の単価を踏まえ単価を設定

(※3) X：サービス担当者会議実施分相当単価 Y：モニタリング実施分相当単価

(※4) 2月目以降は、ケアマネジメント費の支払いが発生しないことを考えて、原則的なケアマネジメントの報酬単価を踏まえた単価

※ 介護予防ケアマネジメントに関する様式は、鶴岡市の予防給付で用いている様式

11

給付と一体的に実施する場合における給付の基準緩和

総合事業を実施するに当たっては、引き続き介護サービス事業者が、要支援者等と要介護者とを一体的にサービスを提供することも想定されることから、要介護者に対する介護給付の基準について、要支援者等に対する総合事業を同一の事業所において一体的に実施する場合には、基準緩和策を設けている。

1. 現行の介護予防訪問介護等に相当するサービスと一体的に実施する場合

従業者の専従義務について、総合事業を実施する場合に緩和しているため、改正法第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定める第一号訪問事業又は旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定める第一号通所事業の人員及び設備基準を満たすことをもって、給付の基準を満たす。

2. 緩和した基準によるサービスと一体的に実施する場合

プログラム等を分けるなど、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、要支援者等については総合事業の基準による人員配置等を可能とする。

12

現行の訪問介護相当

1. 対象者

- (1) 要支援 1、2 の方（要支援者）、基本チェックリスト「生活機能低下」該当者（事業対象者）
- (2) 多様なサービス利用が難しい方で現行のサービス継続利用が必要なケース
- (3) 認知能力の低下や退院直後等で日常生活に支障がある症状・行動が伴い、特に専門的なサービスが必要な方

2. サービス内容

(1) 身体介護

食事、入浴介助・清拭、排泄、着替え、洗面、通院、外出等の介助 等

(2) 生活援助

調理、掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理・衣服の補修、買い物、薬の受け取り 等

13

3. 人員配置・設備・運営基準

① 人員

- ・ 要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす
- ・ 管理者 ※1 常勤・専従1以上
- ・ 訪問介護員等常勤換算 2.5 以上【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】
- ・ サービス提供責任者 ※2 常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 以上【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】

※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。

※2 一部非常勤職員も可能。

② 設備

- ・ 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画
- ・ 必要な設備、備品

14

③ 運営

- 個別サービス計画の作成
- 運営規程等の説明、同意
- 提供拒否の禁止
- 訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理
- 秘密保持等
- 事故発生時の対応
- 廃止、休止の届出と便宜の提供 等（現行の基準と同様）

※ 波線部分は類型に関係なく「必ず遵守すべき基準」

- 事例 -

（訪問介護給付と一体的に実施する場合）

- ※ 利用者が要介護者 40 人、要支援者 70 人、総合事業対象者 10 人の場合、訪問介護員等常勤換算 2.5 人以上、サービス提供責任者 3 人以上

15

4. 実施方法

- (1) 鶴岡市指定事業者（6 年毎の更新）国保連合会業務委託
- (2) 新規事業者、「みなし指定」を受けた事業者が有効期間以降も事業を継続する場合は、鶴岡市の指定を受ける。（システム改修必要）

5. 利用料及び利用上限

- (1) サービスコード表 参照

※ 身体介護を含む場合と生活援助のみの場合でサービスコードを分けているので要注意

※ 身体介護を含む場合、週 1 回程度で 5 回利用、週 2 回で 9 回利用を緊急で利用する場合は、月の算定単価の利用が可能

- (2) 1 回 20 分以上 ～ 60 分以内

6. ケアマネジメント・報酬等請求

- (1) ケアマネジメント A

(2) 報酬請求先：鶴岡市、利用者負担分は事業者が徴収

16

訪問介護（現行の介護予訪問介護相当）身体介護を含むサービスコード

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		算定単位
A2 1111	訪問型独自サービスI	イ 訪問型サービス費 (独自) (I)	事業対象者・要支援1.2 (週1回程度)	1,168単位	1,168	1月につき
A2 1113	訪問型独自サービスI・初任				818	
A2 1114	訪問型独自サービスI・同一				1,051	
A2 1115	訪問型独自サービスI・初任・同一				736	
A2 1211	訪問型独自サービスII	ロ 訪問型サービス費 (独自) (II)	事業対象者・要支援1.2 (週2回程度)	2,335単位	2,335	1月につき
A2 1213	訪問型独自サービスII・初任				1,635	
A2 1214	訪問型独自サービスII・同一				2,102	
A2 1215	訪問型独自サービスII・初任・同一				1,472	
A2 1321	訪問型独自サービスIII	ハ 訪問型サービス費 (独自) (III)	事業対象者・要支援1.2 (週2回を超える程度)	3,704単位	3704	1月につき
A2 1323	訪問型独自サービスIII・初任				2593	
A2 1324	訪問型独自サービスIII・同一				3334	
A2 1325	訪問型独自サービスIII・初任・同一				2334	
A2 2411	訪問型独自サービスIV	ニ 訪問型サービス費 (独自) (IV)	事業対象者・要支援1.2 (週1回程度)	266単位	266	1回につき
A2 2413	訪問型独自サービスIV・初任				186	
A2 2414	訪問型独自サービスIV・同一				239	
A2 2415	訪問型独自サービスIV・初任・同一				167	
A2 2511	訪問型独自サービスV	ホ 訪問型サービス費 (独自) (V)	事業対象者・要支援1.2 (週2回程度)	270単位	270	
A2 2513	訪問型独自サービスV・初任				189	
A2 2514	訪問型独自サービスV・同一				243	
A2 2515	訪問型独自サービスV・初任・同一				170	
A2 2621	訪問型独自サービスVI	ヘ 訪問型サービス費 (独自) (VI)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	285単位	285	
A2 2623	訪問型独自サービスVI・初任				200	
A2 2624	訪問型独自サービスVI・同一				257	
A2 2625	訪問型独自サービスVI・初任・同一				180	
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算				
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算				
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	子 初回加算			200	1月につき
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算			100	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算I					
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算II	又 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の86/1000 加算		
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算III		(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の48/1000 加算		
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算IV		(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	(2) で算定した単位数の90% 加算		
			(4) 介護職員処遇改善加算 (IV)	(2) で算定した単位数の80% 加算		17

訪問介護（現行の介護予防訪問介護相当）生活援助のみ サービスコード

サービスコード 種類・項目	サービス内容略称	算 算			合 成 単位数	算 定 単 位
		サービス内容略称	算 算	算 算		
A2 2421	訪問型独自サービスⅣ生活援助	二訪問型サービス費 (独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1,2 (週1回程度) 身体介護×70%	186	186	1回につき
A2 2423	訪問型独自サービスⅣ生活援助・初任		266単位×70% 186単位	130	130	事業所と同一種類の利用者とこれ以外の同一種類の利用者と20名以上サービスを行う場合 ×80%
A2 2424	訪問型独自サービスⅣ生活援助・同一		※ 1月の中で全部で4回まで	167	167	
A2 2425	訪問型独自サービスⅣ生活援助・初任・同一			117	117	
A2 2521	訪問型独自サービスⅤ生活援助	ホ訪問型サービス費 (独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1,2 (週2回程度)	189	189	
A2 2523	訪問型独自サービスⅤ生活援助・初任		270単位×70% 189単位	132	132	事業所と同一種類の利用者とこれ以外の同一種類の利用者と20名以上サービスを行う場合 ×70%
A2 2524	訪問型独自サービスⅤ生活援助・同一		※ 1月の中で全部で5回から8回まで	170	170	
A2 2525	訪問型独自サービスⅤ生活援助・初任・同一			119	119	
A2 2631	訪問型独自サービスⅥ生活援助	ハ訪問型サービス費 (独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	200	200	
A2 2633	訪問型独自サービスⅥ生活援助・初任		285単位×70% 200単位	140	140	事業所と同一種類の利用者とこれ以外の同一種類の利用者と20名以上サービスを行う場合 ×70%
A2 2634	訪問型独自サービスⅥ生活援助・同一		※ 1月の中で全部で5回から12回まで	180	180	
A2 2635	訪問型独自サービスⅥ生活援助・初任・同一			126	126	
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算				所定単位数の15%加算
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の10%加算
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の5%加算
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	チ初回加算		200	200	200単位加算
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ生活機能向上連携加算		100	100	100単位加算
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の86/1000 加算
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の48/1000 加算
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			(2) で算出した単位数の90% 加算
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)			(2) で算出した単位数の80% 加算

訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

1. 対象者

要支援 1、2 の方（要支援者）、基本チェックリスト「生活機能低下」該当者（事業対象者）

2. サービス内容

生活援助：調理、掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理・衣服の補修、買い物、薬の受け取り 等

19

3. 人員配置・設備・運営基準

① 人員

- ・ 訪問介護員等は要支援者と要介護者を合わせた数。サービス提供責任者は要介護者数で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数
- ・ 管理者 ※1 常勤・専従1以上
- ・ 訪問介護員等 常勤換算 2.5 以上【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、要支援者・事業対象者には、鶴岡市の指定する研修を修了した者及び同等の研修等を修了した者のサービス提供が可能「証明書必要」】
- ・ サービス提供責任者 ※2 ※3

常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 以上【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】

20

※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。

※2 一部非常勤職員も可能。

※3 要介護者の処遇に影響がないよう配慮。

- 事 例 -

(訪問介護給付と一体的に実施する場合)

※ 利用者が要介護者 40 人、要支援者 20 人、総合事業対象者 60 人の場合、訪問介護員等常勤換算 2.5 人以上、サービス提供責任者 1 人以上+必要数(業務に支障のない員数)

21

② 設 備

- 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画
- 必要な設備、備品

③ 運 営

- 個別サービス計画の作成
- 運営規程等の説明、同意
- 提供拒否の禁止
- 訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理
- 秘密保持等
- 事故発生時の対応
- 廃止、休止の届出と便宜の提供 等

22

4. 実施方法

- (1) 鶴岡市指定事業者（6年毎の更新）原則的に国保連合会業務委託
- (2) 新規事業者、「みなし指定」を受けた事業者が有効期間以降も事業を継続する場合は、鶴岡市の指定を受ける。（システム改修必要）

5. 利用料及び利用上限

- (1) サービスコード表 参照
- (2) 1回20分以上～60分以内
- (3) 加算なし

6. ケアマネジメント・報酬等請求

- (1) ケアマネジメントA
- (2) 報酬請求先：鶴岡市、利用者負担分は事業者が徴収

訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）サービスコード

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合計 単位数	算定 単位
種類	項目		事業対象者・要支援	サービス費	単位数		
A2	2431	訪問型独自サービスIV (サービスA)	事業対象者・要支援12 (週1回程度) 186単位 ※1月の中で全部で4回まで	二 訪問型サービス費 (独自) (IV)	186	1回につき	
A2	2434	訪問型独自サービスIV・同(サービスA)					
A2	2531	訪問型独自サービスV (サービスA)	事業対象者・要支援12 (週2回程度) 189単位 ※1月の中で全部で6回から8回まで	ホ 訪問型サービス費 (独自) (V)	189		
A2	2534	訪問型独自サービスV・同(サービスA)					
A2	2641	訪問型独自サービスVI (サービスA)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える回数) 200単位 ※1月の中で全部で8回から12回まで	ハ 訪問型サービス費 (独自) (VI)	200		
A2	2644	訪問型独自サービスVI・同(サービスA)					
					186		
					167		
					189		
					170		
					200		
					180		

訪問型サービスB（住民主体による支援）

1. 対象者

要支援 1、2 の方（要支援者）、基本チェックリスト「生活機能低下」該当者（事業対象者）

2. サービス内容

調理、掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理・衣服の補修、買い物、薬の受け取り 等

3. 実施方法

- (1) 登録団体を鶴岡市が指定し、補助金等（1年毎の更新）
- (2) 地縁組織、ボランティア主体が実施

25

4. 人員配置・設備・運営基準

- (1) サービス提供が可能な団体
- (2) 訪問事業責任者を必置、その職は従事者と兼務が可能
- (3) 従業者（介護員 ボランティア主体）は、常勤換算が2.0を目安に必要な数を確保すること
- (4) 従業者の資格要件は、介護福祉士、訪問介護員、介護職員初任者研修課程修了者、鶴岡市の指定する研修を修了した者及び同等の研修等を修了したもの（証明書必要）
- (5) 必要な設備、備品、非常災害時に際して必要な設備

※ 必ず遵守すべき基準

- ・ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理
- ・ 従事者又は従事者であった者の秘密保持
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供 等

26

5. 利用料及び利用上限

- (1) 1回20分以上～60分以内で150単位
- (2) 要支援1、事業対象者 週1回程度
- (3) 要支援2、認知能力の低下等で支援が必要な場合 週2回程度
- (4) 原則加算なし

6. ケアマネジメント・報酬等請求

- (1) ケアマネジメントC
- (2) 報酬請求先：補助金等は鶴岡市が事業終了後支出、利用者負担分は事業者が徴収

27

訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

1. 対象者

要支援1、2の方（要支援者）、基本チェックリスト「生活機能低下」該当者（事業対象者）

2. サービス内容

保健師・看護師・管理栄養士・作業療法士・理学療法士による居宅での相談指導

3. 実施方法

- (1) 1回40分程度
- (2) 保健師・看護師・管理栄養士・作業療法士・理学療法士の対応が可能な場合補助金等（1年毎の更新）
- (3) 通所型サービス事業への参加が困難な生活機能が低下している方を対象に、保健師等が自宅を訪問し、運動機能向上やその方に必要な生活指導
- (4) 保健師・看護師・管理栄養士・作業療法士・理学療法士が、概ね3ヶ月間でケアマネジメントにより週3回以内を上限

28

4. 人員配置・設備・運営基準

- (1) 生活機能を改善するための運動器機能や口腔機能の向上、栄養改善等の指導ができる専門職の配置
- (2) 必要な器材、設備、備品

5. 利用料及び利用上限

利用者負担 400 円/回、保険者負担 3,600 円/回

6. ケアマネジメント・報酬等請求

- (1) ケアマネジメント A
- (2) 補助金等は、実績に基づき保険者が補助金等を支出

※ 必ず遵守すべき基準

- ・ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理
- ・ 従事者又は従事者であった者の秘密保持
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供 等

29

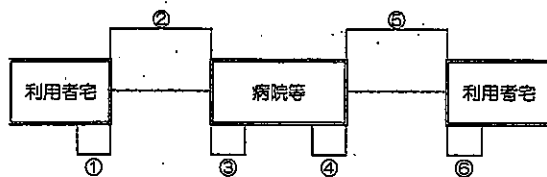
訪問型サービスD（移動支援）

1. 対象者

要支援 1、2 の方（要支援者）、基本チェックリスト「生活機能低下」該当者（事業対象者）

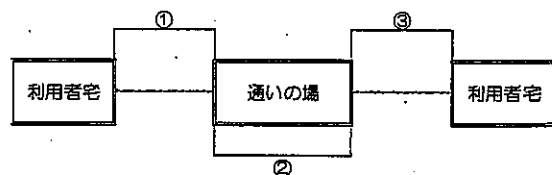
2. サービス内容（通所型・訪問型サービスと一体的で対価を含まない）

（ケース1）



※ 送迎前後の付き添い支援 ① ③ ④ ⑥ は「訪問型サービスD」

（ケース2）



※ 送迎部分 ① ③ は「訪問型サービスD」

3. 実施方法

登録団体を鶴岡市が指定する（1年毎の更新）

4. 人員配置・設備・運営基準

- (1) 法人又はサービス提供が可能な団体
- (2) 事業責任者を必置、その職は従事者と兼務が可能

30

- (3) 従業者は、運転可能な免許を所持、従業者の資格要件は、介護福祉士、訪問介護員、介護職員初任者研修課程修了者、鶴岡市の指定する研修を修了した者及び同等の研修等を修了したもの（証明書必要）
- (4) 定期的に運転講習会等を開催し、事故のないようにすること
- (5) 各種法令に基づく車両を有し、事故発生時に対応ができる任意保険に加入していること
- (6) 事業の運営に必要な設備、備品があること

5. 利用料

- (1) 利用者負担 200 円/回を目安に、時間、走行距離により事業者が定める（対価を求めない）
- (2) 鶴岡市からの助成はない（通所型・訪問型サービスに算定）

6. ケアマネジメント・報酬等請求

- (1) 通所型サービスと一体のケアマネジメント
- (2) 事業者は鶴岡市に届け出（登録）をすること（道路運送法の適用）

31

現行の通所介護相当

1. 対象者

- (1) 要支援 1、2 の方（要支援者）、基本チェックリスト「生活機能低下」該当者（事業対象者）
- (2) 多様なサービス利用が難しい方で現行のサービス継続利用が必要なケース
- (3) 認知能力の低下や退院直後等で日常生活に支障がある症状・行動が伴い、特に専門的なサービスが必要な方

2. サービス内容

- (1) 日常生活上の支援
健康チェック、食事、入浴、運動、体操、レクリエーション等
- (2) 生活機能の改善
生活機能、運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上
- (3) 1 回 5 時間以上のサービス提供
- (4) 送迎あり、送迎加算なし

32

3. 人員配置・設備・運営基準

① 人員

- ・ 現行と同様、従事者が専従要件を満たしているとみなし、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす
 - ・ 管理者 ※ 常勤・専従 1 以上
 - ・ 生活相談員専従 1 以上・看護職員専従 1 以上
 - ・ 介護職員 ～15 人専従 1 以上 15 人～ 利用者 1 人に専従 0.2 以上
(生活相談員・介護職員の 1 以上は常勤)
 - ・ 機能訓練指導員 1 以上
- ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。

- 事例 -

(通所介護給付と一体的に実施する場合)

- ※ 利用者が要介護者 20 人、要支援者 8 人、総合事業対象者 2 人の場合 → 介護職員 4 人以上

33

② 設備

- ・ 現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす
- ・ 食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)
- ・ 静養室・相談室・事務室・消火設備その他の非常災害に必要な設備
- ・ 必要なその他の設備・備品

③ 運営

- ・ 個別サービス計画の作成
- ・ 運営規程等の説明・同意
- ・ 提供拒否の禁止
- ・ 従事者の清潔の保持、健康状態の管理
- ・ 秘密保持等
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 廃止、休止の届出と便宜の提供等(現行の基準と同様)

34

4. 実施方法

- (1) 鶴岡市指定事業者（6年毎の更新）国保連合会業務委託
- (2) 新規事業者、「みなし指定」を受けた事業者が有効期間以降も事業を継続する場合は、鶴岡市の指定を受ける。（システム改修必要）

5. 利用料及び利用上限

サービスコード 表 参照

6. ケアマネジメント・報酬等請求

- (1) ケアマネジメントA
- (2) 報酬請求先：鶴岡市、利用者負担分は事業者が徴収

現行の介護予防通所介護相当 サービスコード

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目	イ	エ		
A6 1111	通所型独自サービス1	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき
A6 1121	通所型独自サービス2	事業対象者・要支援2	3,377単位	3,377	
A6 1113	通所型独自サービス1回数	事業対象者・要支援1 ※ 1月の中で全部で4回まで	378単位	378	1回につき
A6 1123	通所型独自サービス2回数	事業対象者・要支援2 ※ 1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	389	
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症受入加算	240単位加算	240	
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から	376単位減算	-376	1月につき
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2	利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	752単位減算	-752	
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100	
A6 5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算	225単位加算	225	
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算	150単位加算	150	
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算	150単位加算	150	
A6 5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	選択的サービス	運動器機能向上及び栄養改善	480	
A6 5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2	複数実施加算	運動器機能向上及び口腔機能向上	480	
A6 5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3		栄養改善及び口腔機能向上	480	
A6 5009	通所型独自複数サービス実施加算 II		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700	
A6 5005	通所型独自サービス事業所評価加算	事業所評価加算	120単位加算	120	
A6 6107	通所型独自サービス提供体制加算 I 11	(1) サービス提供体制	事業対象者・要支援1	72	
A6 6108	通所型独自サービス提供体制加算 I 12	強化加算 (I) イ	事業対象者・要支援2	144	
A6 6101	通所型独自サービス提供体制加算 I 21	(2) サービス提供体制	事業対象者・要支援1	48	
A6 6102	通所型独自サービス提供体制加算 I 22	強化加算 (I) ロ	事業対象者・要支援2	96	
A6 6103	通所型独自サービス提供体制加算 II 1	(3) サービス提供体制	事業対象者・要支援1	24	
A6 6104	通所型独自サービス提供体制加算 II 2	強化加算 (II)	事業対象者・要支援2	48	
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算 I	介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の40/1000 加算	
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の22/1000 加算	
A6 6113	通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	(2) で算定した単位数の90% 加算	
A6 6115	通所型独自サービス処遇改善加算 IV		(4) 介護職員処遇改善加算 (IV)	(2) で算定した単位数の80% 加算	36

定員超過の場合 サービスコード

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算 定 項 目		合 成 単位数	算 定 単 位
		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		
A6 8003	通所型独自サービス1回数・定超	イ 通所型サービス費	定員超過の場合 X70%	265	1回につき
A6 8013	通所型独自サービス2回数・定超	(独自)		272	

看護・介護職員が欠員の場合 サービスコード

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算 定 項 目		合 成 単位数	算 定 単 位
		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		
A6 9003	通所型独自サービス1回数・人欠	イ 通所型サービス費	看護・介護職員が欠員の場合 X70%	265	1回につき
A6 9013	通所型独自サービス2回数・人欠	(独自)		272	

通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

1. 対象者

要支援 1、2 の方（要支援者）、基本チェックリスト「生活機能低下」該当者（事業対象者）

2. サービス内容

- (1) 運動器機能向上の改善（簡単な体操、筋力トレーニングなど）
- (2) 1回2時間以上のサービス
- (3) 送迎あり、送迎加算なし

3. 実施方法

- (1) 鶴岡市指定事業者（6年毎の更新）原則的に国保連合会業務委託
- (2) 新規事業者、「みなし指定」を受けた事業者が有効期間以降も事業を継続する場合は、鶴岡市の指定を受ける。（システム改修必要）

38

4. 人員配置・設備・運営基準

① 人員

- ・ 従事者が専従要件を満たしているのみなし、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数
- ・ 管理者 ※ 常勤・専従 1 以上
- ・ 生活相談員 専従 1 以上・看護職員 専従 1 以上
- ・ 介護職員 ～15人専従 1 以上 15人～利用者 1 人に専従 0.2 以上
（生活相談員・介護職員の 1 以上は常勤）
- ・ 機能訓練指導員 1 以上

※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能

- 事例 -

（通所介護給付と一体的に実施する場合）

※ 利用者が要介護者 20 人、要支援者 5 人、総合事業対象者 5 人の場合 → 介護職員 2 人以上 + 必要数（業務に支障のない員数）

※ 要支援者、事業対象者へのサービス提供は鶴岡市の指定する研修を修了した者及び同等の研修等を修了した者が対応すること（証明書必要）

39

② 設備

- ・ 現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす
- ・ 食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上）
- ・ 静養室・相談室・事務室・消火設備その他の非常災害に必要な設備
- ・ 必要なその他の設備・備品

③ 運営

- ・ 個別サービス計画の作成
- ・ 運営規程等の説明・同意
- ・ 提供拒否の禁止
- ・ 従事者の清潔の保持、健康状態の管理
- ・ 秘密保持等
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 廃止、休止の届出と便宜の提供等（現行の基準と同様）

40

5. 利用料及び利用上限

サービスコード表参照

6. ケアマネジメント・報酬等請求

(1) ケアマネジメントA

(2) 報酬請求先：鶴岡市、利用者負担分は事業者が徴収

41

通所型サービスA（緩和した基準によるサービス） サービスコード

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合 成 単 位 数	定 算 単 位
		算 定 項 目	算 定 項 目		
A6 1213	通所型独自サービス/2 1回数	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 ※ 1月の中で全部で4回まで 378単位×70% 265単位	265	1回につき
A6 1223	通所型独自サービス/2 2回数		事業対象者・要支援2 ※ 1月の中で全部で5回から8回まで 389単位×70% 272単位	272	
A6 6125	通所型独自サービス同-建物減算/2 1回数	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から	事業対象者・要支援1 376単位×70%	-263	1月につき
A6 6126	通所型独自サービス同-建物減算/2 2回数	利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者・要支援2 752単位×70%	-526	

(5) - ①定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合 成 単 位 数	定 算 単 位
		算 定 項 目	算 定 項 目		
A6 8006	通所型独自サービス/2 1回数・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 ※ 1月の中で全部で4回まで	186	1回につき
A6 8016	通所型独自サービス/2 2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※ 1月の中で全部で5回から8回まで	190	

(5) - ②看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合 成 単 位 数	定 算 単 位
		算 定 項 目	算 定 項 目		
A6 9006	通所型独自サービス/2 1回数・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 ※ 1月の中で全部で4回まで	186	1回につき
A6 9016	通所型独自サービス/2 2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※ 1月の中で全部で5回から8回まで	190	

通所型サービスB（住民主体による支援）

1. 対象者

要支援1、2の方（要支援者）、基本チェックリスト「生活機能低下」該当者（事業対象者）、要支援者が中心になっている場合は一般高齢者、要介護者も対象

2. サービス内容

- (1) 体操（DVD活用等）・運動・レクリエーション等
- (2) 原則として送迎はないが、訪問型サービスD（移動支援利用）利用可能

3. 実施方法

- (1) 10名以上の対象者で1回2時間程度、週3回以上開設
- (2) 保健、医療の専門職の指導は月1回以上
- (3) 登録団体を鶴岡市が指定し、補助金等を交付（1年毎の更新）
- (4) 地縁組織、ボランティア主体等が実施

43

4. 人員配置・設備・運営基準

- (1) 新たな担い手養成研修修了者や介護予防ボランティア養成講座修了者等以上の有資格者が運営、保健・医療の専門職の指導が可能
- (2) 活動ができる面積、サービス提供に必要な設備、備品

5. 利用料及び利用上限

- (1) 利用料 1回・100円
- (2) 1回6,400円の助成

6. 算出根拠

運営経費合計	7,400円 ①	控除額合計	1,000円 ②	差引助成額	6,400円 ①-②
運営人件費	4,200円 700円×6時間	利用料収入	1,000円 100円×10人		
会場使用料	2,500円 使用料・光熱水費				
事務経費	700円 消耗品費、通信費				

44

- (1) 人件費 山形県の最低賃金 717 円/時間（事前事務・当日運営人件費）
- (2) 保健・医療の専門職対応の場合、1 年間で 12 回までを上限に 1 回 8,000 円の助成
- (3) 算出根拠：作業療法士等の専門職を参考報酬、1 人 1 回 約 2 時間で 8,000 円上限（対応職種で鶴岡市が定める報酬）
- (4) 要支援者、事業対象者 週 3 回程度

6. ケアマネジメント・報酬等請求

- (1) ケアマネジメント C
- (2) 報酬請求先：補助金等保険者、利用者負担分は事業者が徴収
- (3) 補助金等は概算払いで、事業終了後実績に基づき精算

遵守事項

- ・ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理
- ・ 従事者又は従事者であった者の秘密保持
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供

45

通所型サービスC (短期集中予防サービス)

1. 対象者

要支援 1、2 の方（要支援者）、基本チェックリスト「生活機能低下」該当者（事業対象者）

2. サービス内容

- (1) 健康状態の確認、運動器機能向上、認知機能の低下予防、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり予防・うつ予防の指導（複合プログラム）
- (2) 利用者の希望により一部送迎あり

3. 実施方法

- (1) 1 回 2 時間程度、3 ヶ月で 12 回程度の開催
- (2) 設備・運営基準に基づくサービス提供が可能な事業所（1 年毎の更新）
介護予防通所介護事業所、NPO 法人等
- (3) 鶴岡市が予算の範囲で主催団体と協議し実施

46

4. 人員配置・設備・運営基準

- (1) 保健・医療の専門職（理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、管理栄養士、その他鶴岡市が認める職種）が1人以上従事
- (2) 機能訓練・運動指導者（保健医療の専門職、健康運動指導士、健康運動実践指導者、その他鶴岡市が認める職種）は利用者が5人以上の場合1人以上従事
- (3) 利用者11人以上で1の運営協力者の配置、15人以上の場合は、5人当たり1の運営協力者配置
- (4) 活動ができる面積、サービス提供に必要な機械器具、設備、備品

5. 利用料及び利用上限

- (1) 利用者負担 送迎なし410円/回、送迎あり450円/回（※ 山形市の単価参照）
- (2) 業務委託の場合、送迎なし3,690円/人、送迎あり4,050円/人
- (3) 1回2時間程度、3ヶ月で12回程度の1クールを原則とし、利用者の心身状況のケアマネジメントにより必要と判断された場合、2クールまでの利用可能

47

6. ケアマネジメント・報酬等請求

- (1) ケアマネジメントA
- (2) 利用者負担分は各団体、事業所で徴収
- (3) 報酬請求先：補助金等は事業終了後、鶴岡市が支出

遵守事項

- ・ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理
- ・ 従事者又は従事者であった者の秘密保持
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供

48

？ 皆さんから多くいただいた質問内容！

問1 介護保険新規申請なのか基本チェックリストなのかの判断は誰がするのか。

答1 総合事業の趣旨・内容を説明して、本人に判断にさせていただくもので、窓口担当者が判断をするものではありません。

問2 サービス事業は、要支援及び基本チェックリスト該当者の両方が対象となっている。基本チェックリストに該当すればサービスを利用できるため、結果的に利用者が増大してしまうのではないか。

答2 市町村から被保険者に対して積極的に配布するものではなく、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、要支援認定ではなく、簡易にサービスにつなぐために実施するものであることに留意していただきたい。

49

問3 通所型サービス（国基準型）について、要支援1の方が週1回しか利用できず、より自立に近いと思われる事業対象者が週に2回利用できるのはおかしいのではないか。

答3 事業対象者とは基本チェックリストの結果により総合事業が利用できるようになった方で、例えば要支援2の方が更新申請をせずに基本チェックリストによって事業対象者となることもあります。したがって、事業対象者には要支援2に相当する状態像の方も含まれますので、矛盾は生じません。

問4 介護予防・日常生活支援総合事業への移行により、ケアプランの見直しやサービス担当者会議が必要か。

答4 総合事業への移行前に作成されたプランに基づき、引き続き旧来の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを利用する場合は、更新や変更を除いて新たにアセスメント等を行う必要はありません。

50

問5 現在、介護予防訪問介護・通所介護を利用している者は、総合事業への移行時、自動的に総合事業に移行できると考えてよいか。

答5 総合事業への移行に当たっては、サービス等の内容が変わるので、利用者との契約、重要事項説明書の交付・説明・同意等の手続きが必要です。

問6 総合事業の支給限度額はどうか。

答6 事業対象者・要支援1 5,003単位、要支援2 10,473単位となります。

問7 介護保険の申請をした際、認定結果が出るまでの期間、総合事業の暫定利用ができるのかどうか。

答7 要介護申請と基本チェックリストを受けた場合、事業対象者に該当すれば、要介護認定結果が出るまで総合事業の利用は可能であるが、介護給付との重複はできません。

51

問8 新たな担い手養成研修はいつからどのように実施されるのか。

答8 10月中に実施を予定しており、今年度はもう一度開催を予定している。

問9 介護保険事業者情報と同様に、総合事業情報は随時更新されるのか。

(市のHP等に掲載されるのか)

答9 鶴岡市が指定した介護保険事業者情報については、公示等で周知を図り、更新時も同様に考えている。

問10 要支援→総合事業に移行の高齢者は、総合事業の重要事項説明書や事業利用契約書等の契約締結の事務は発生するのか。また、その様式について。

答10 重要事項説明書や事業利用契約書等の契約締結は必要であり、様式については、現在使用している様式の文言を「総合事業」に訂正する程度を考えています。

52

問 11 三川町の住民が鶴岡市のサービスを利用する場合はどうなるか。

答 11

- ① 有料老人ホーム等の入居者で、住所地は鶴岡市で保険者は三川町（住所地特例者）の場合は、鶴岡市のサービスコードを使うことになります。
- ② 住所地も保険者も三川町の場合は、三川町が鶴岡市の事業所の指定を受ける必要があり、三川町のサービスコードを使うことになります。

53

追記

- ①この資料は、鶴岡市ホームページに掲載されているものです。
- ②資料の内容が確定するのは、平成 29 年 3 月議会後となりますのでご了承願います。
- ③平成 29 年 4 月の総合事業実施後は、現行の要支援認定を受けてヘルプとデイのサービスをご利用の方は、随時総合事業に移行する仕組みとなっています。

介護予防・日常生活支援 総合事業のポイント



総合事業が始まると、
ここが 変わります

1. 介護予防給付の「予防訪問介護」「予防通所介護」が「訪問型サービス」「通所型サービス」へ移行
市独自の基準に基づいて、利用料を軽減
2. 介護予防・生活支援サービスのみを希望する場合は、「基本チェックリスト」の判定で利用可能
3. 一次予防事業と二次予防事業が「一般介護予防事業」に移行



要介護1~5の方

要支援1・2の方

介護予防が必要な方等

今まで

介護給付

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・福祉用具貸与 など

介護予防給付

- ・訪問看護
- ・福祉用具貸与
- ・予防訪問介護
- ・予防通所介護 など

介護予防事業

- ・一次予防事業
☑65歳以上の元気な方
- ・二次予防事業
☑65歳以上で要介護状態になるおそれのある方

平成29年4月から

介護給付

変更なし

介護予防給付

訪問看護・福祉用具貸与などのサービスを利用する場合は、引き続き要支援認定が必要

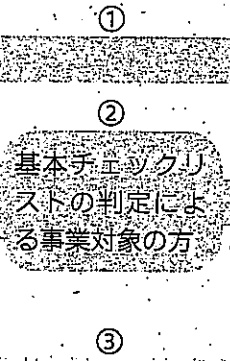
介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援サービス
- 介護予防マネジメント

一般介護予防事業

・身近な地域での通いの場作り など
☑65歳以上の全ての方

総合事業



65歳以上の方の介護保険サービス利用の流れ

本所長寿介護課や各地域庁舎市民福祉課、各地域包括支援センター等でサービスの利用相談

要介護・要支援認定を受ける

基本チェックリストによる判定を受ける

要介護1~5の方

要支援1・2の方

非該当の方

事業対象の方

非該当の方

介護給付を利用できます

介護予防給付を利用できます

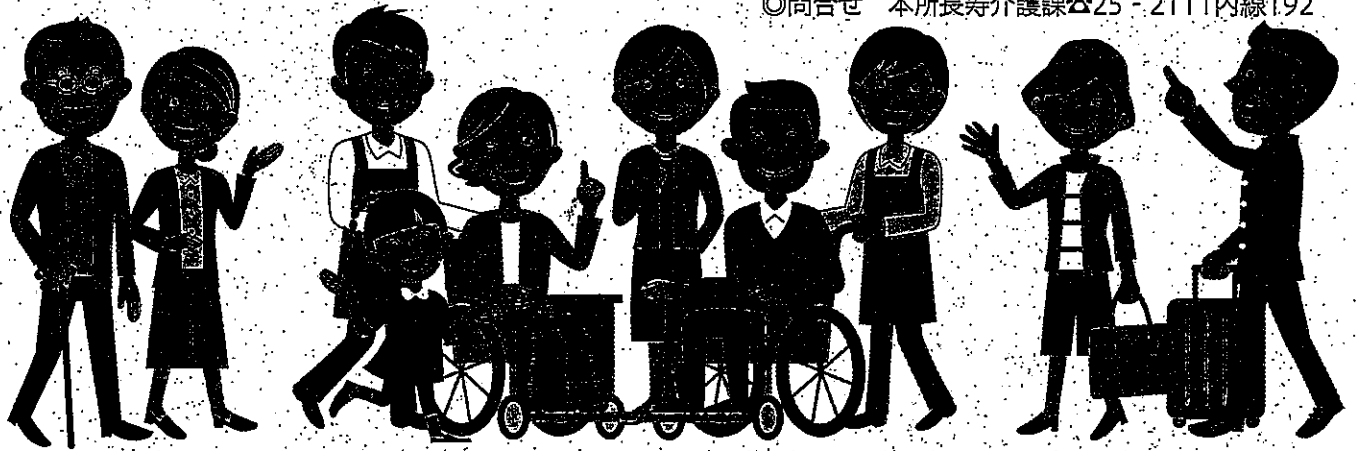
介護予防・生活支援サービス事業を利用できます

一般介護予防事業を利用できます

★基本チェックリストとは…日常生活に必要な機能が低下していないかを調べるための質問票のことです。

[特集] 高齢者の生活を支えるために 介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

◎問合せ 本所長寿介護課 ☎25-2111内線192



介護予防・日常生活支援 総合事業とは

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、介護保険等の行政サービスに加え、地域やボランティアによる助け合いなど、社会全体で高齢者を支えていくことが必要です。また、高齢者自身も、自らの持つ力を最大限に生かして、介護が必要な状態を予防していくことが大切です。

そのための仕組みの一つとして、平成二十七年に介護保険制度が改正され、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」が創設されました。総合事業は、市町村が主体となっており、高齢者を対象に、その人の状態や必要性に合わせた介護保険サービスを提供する事業で、市では来年四月に開始します。

総合事業が始まること

六十五歳以上で、要支援に認定された方・生活機能の低下がみられる方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、六十五歳以上の全ての方が利用できる「一般介護予防事業」を通して、介護予防と日常生活の自立を支援します。

● 予防訪問介護・通所介護が介護予防・生活支援サービス事業に移行
要支援認定を受けている方への予防訪問介護と予防通所介護が、「介護予防・生活支援サービス事業」の中の、

訪問型サービス・通所型サービスに移行します。市独自の基準に基づいて、利用料を軽減し、これまでと同程度のサービスを提供します。

● サービスの利用手続きを一部簡素化
六十五歳以上の方で、「介護予防・生活支援サービス事業」のみを利用したい場合は、要支援認定を受けなくても、基本チェックリストの判定に基づいて、サービスを利用できるようになります。

● 一次予防事業と二次予防事業が一般介護予防事業に移行
これまで二つに分かれていた介護予防事業が、「一般介護予防事業」として一本化されます。地域の実情に応じた、効果的・効率的に介護予防の普及・啓発及び介護予防に携わる人材の

育成・支援を行います。

高齢者の生活を支える ために

市では、これまで地域の様々な団体による協議会の設立や、高齢者へのサービスに関わる人材の発掘・支援を行う生活支援コーディネーターを配置するなどの取り組みを進めてきましたが、総合事業の開始によって、介護事業者をはじめ、幅広い世代の市民、NPO、ボランティア団体など、地域の様々な主体が、これまで以上に協力していくことが求められています。

高齢者が、いつまでも生き生きと暮らし続けられるよう、地域が一丸となって高齢者の生活を支えるための体制作りに取り組んでいきましょう。

介護予防・日常生活支援総合事業

「担い手養成研修会」

総合事業の開始によって、介護事業者によるサービスに加え、より多くの方の支援が必要になります。市では、高齢者の介護予防・生活支援に携わる「担い手」を募集し、「担い手養成研修会」を開催します。

▶ 講義 (全3回)

- 10月11日 ☉ 午前9時15分～午後4時30分
- 13日 ☉ 午前9時15分～午後4時
- 28日 ☉ 午前9時15分～11時

場 総合保健福祉センター (にこふる)

▶ 介護実習

- 10月14日 ☉～27日 ☉の間で1日

場 市内各所

☎ 専門職が同行します

▶ 共通

☉ 高齢者の介護予防・生活支援サービスに携わりたい方及び鶴岡市認知症高齢者等見守りサービス事業委託事業者に所属する方30人

場 昼食 (28日を除く)

場 10月4日 ☉まで本所長寿介護課 ☎内線192へ

